松茂町地域防災計画 <資料編>

令和4年3月 令和5年3月一部改定 松 茂 町 防 災 会 議

目 次

◆過去の記録等	
1. 徳島県域における主な地震・津波	1
2. 過去における気象状況	7
◆避難対策に関する資料	
3. 避難所等	
4. 主な避難路	
5. 消防団・消防署の人員と装備	
6. 職員の配備計画(一般基準)	23
◆要配慮者に関する資料	
7. 避難行動要支援者	25
8. 要配慮者利用施設一覧	35
◆支援対策に関する資料	
9. 南海トラフ地震等に対応した備蓄方針	37
10. 応急仮設住宅標準プラン	61
11.「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	65
◆設備等に関する資料	
12. 松茂町無線放送システムについて	71
13. 無線局局名録	73
14. 現有車両一覧表	81
◆津波対策・水防等に関する資料	
15. 重要水防区域	83
16. 重要な水門・樋門	85
17. 排水機場	87
18. 德島小松島港台風•津波災害防止措置実施要領等	89
19. 松茂町津波避難対策緊急事業計画地区区分図	99
◆危険物等に関する資料	
20. 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表	101
21. 高圧ガス大量保有事業所一覧表	
22. 毒物 • 劇物製造所一覧表	
23. 放射性同位元素保有事業者一覧表	
24 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区情報伝達図	

◆協定・条令・様式その他

25.	松茂町防災会議条例	113
26.	松茂町災害対策本部条例	117
27.	徳島県災害時相互応援連絡協議会運営	119
28.	災害対策基本法の概略及び南海トラフ地震に係る	
	地震防災対策の推進に関する特別措置法(抜粋)	121
29.	災害報告記入要領	127
30.	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	147
31.	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定	153
32.	災害時における協定一覧表	157

◆過去の記録等

1. 徳島県域における主な地震・津波

(1) 徳島県域における主な地震・津波 徳島県域に被害をもたらした主な地震・津波を次のとおり取りまとめる。

年月日	和曆	規模M	地域	被害•摘要
684. 11. 29	天賦13	8 1/4	土佐その他南海・東 海・西海	山崩れ、家屋社寺倒壊、人畜の死 傷多く、 津波来襲南海トラフ沿い の巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和3	8~8. 5	五畿•七道	京都で民家・官舎の倒壊、圧死多数、津波被害大南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長1	8~8. 5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・ 民家400余流失、東海沖の巨大地震とみら れる
1099. 2. 22	康和1	8~8. 3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で、被害、土佐で田千余 町海に沈下
1331. 8. 15	元弘1	7以上	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7. 5~8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の 死多く
1361. 8. 3	正平16	8 1/4~8. 5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津・阿 波・土佐に被害
1498. 9. 20	明応了	8. 2~8. 4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死4万1千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7.8	畿内・東海・東山・ 北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害
1605. 2. 3	慶長9	7.9	東海・南海・西海諸 道	慶長地震、津波が大吠崎から九州太平洋岸まで来襲阿波宍喰で死者1500余等
1707. 10. 28	宝永4	8. 6	五畿・七道	宝永地震、死者2万、潰家6万、流出家2万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が 同時発生
1789. 5. 11	寛政1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政1	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が 房総から土佐の沿岸、死者2~3千人、潰・ 焼失約3万軒
1854. 12. 24	安政1	8. 4	畿内・東海・東山・ 北陸・南海・山陰・ 山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸、 串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下
1946. 12. 21	昭和21	8. 0	紀伊半島沖	南海道地震、死者1330、家屋全壊 11591、半壊23487、流失1451、焼失 2598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈 下、津波
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者1、負傷者8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者142、家 屋全壊1500余、半壊2000余、(津波被害)

年月日	和暦	規模M	地域	被害・摘要
1995. 1. 17	平成了	7.3	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者不明者6437、負傷者43792、全壊104906、半壊144274、全半焼7132、一部地域で震度7
2011. 3. 11	平成23	9	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者 不明者19824、負傷者6121、全壊 118621、半壊181801、全半焼 7132(2011年10月現在)、被害の多くは巨 大津波によるもの
2013. 4. 13	平成25	6.3	淡路島付近	負傷者35、全壊8、半壊101、 最大震度6弱

⁽注)理科年表(平成28年度版)による(徳島県地域防災計画から抜粋)。

(2) 松茂町における主な過去の災害

本町に被害をもたらした主な過去の災害を次のとおり取りまとめる。

番号	年 月 日	種別	被害の状況
1	明治19年9月12日 ~16日	大洪水	12日~16日まで雨が降り、16日夕方5時より大洪水となり長岸新田・中島・太郎八須新田・七条村・奥野周辺に水が入り洪水量杭(床上浸水のことか?)約18cm、降りだめにて道路平均60cm位の深さとなる。
2	明治21年6月~8月	暴風雨 大洪水	6月〜8月に3度暴風雨・大洪水があり、広島北川向ーノ越360m余り破堤し、古田は広島字小喜来より三ノ越・二ノ越・住吉・豊中などの堤防が4・5ケ所破堤し、向喜来・笹木野・新田喜来より豊久・満穂などすべて入水した。
3	明治25年7月23日	洪水高潮	最大風速33.3m。徳島市内で平水に比し、2.7mの水位、市内8割が浸水、満潮面よりの潮位は松茂3.6m、里浦3m、撫養3.3m、北島1.8mなど塩水が7~8日間も停滞し水稲・その他農作物が全滅した。
			台風・出水などの災により、大津村九ヶ村堤防大破損し稲作は反につき九斗一升の凶作であった。
4	明治29年8月18日	暴風雨	1. 家屋被害 全壊 8戸 <u>半壊 30戸</u> 合計 38戸
			2. その他被害 浸水田畑 653町余 浸水宅地 20町余 堤防決壊及び崩壊
5	明治32年7月9日	大洪水	7月8日台風のため、西日本の雨は多かったが風はそれほどでもなかった。そのため9日朝より吉野川は非常の出水となり堀江・松茂の両村堤防は危険になった。警察官が出張して防御に努めたが出水が増加し堤防が数箇所決壊した。
6	明治40年9月7日 ~8日	暴風雨	7日午後1時頃より増水が始まり8日午後2時頃より長岸村2ケ所、 西底裏破堤、午前4時平水より6尺以上増水し大洪水となる。
			1. 人的被害 死者 81人 負傷者 53人 行方不明 14人 合計 148人
7	大正元年9月22日	台風	2. 家屋彼害 全懐 46人 半壊 796人 <u>床上浸水 26.708人</u> 合計 27,550人
			3. その他被害 流埋耕地 1,850町 浸水耕地 28,102町
8	昭和2年3月7日	地震	午後6時28分19秒よりおよそ16分間余りにわたる震動を第1回とし翌8日午前10時までに余震共21回に及んだ。翌8日豪雨のため、吉野川は急激に増水し、9日午前11時脇町で3.6mに達し同沿岸は渡し船止めとなり同日夕方古川仮橋も撤去された。

番号	年 月 日	種別	被害の状況
9	昭和9年9月21日	台風	1. 人的被害 死亡 1人 <u>負傷 2人</u> 合計 3人 2. 家屋被害 住家 流失 1 全懷 24 半壞 51 非住家 流失 3 全懷 125 <u>半壞 46</u> 合計 250
10	昭和12年9月11日	台 風	この台風はA級台風で、被害範囲は九州・関西・北陸に及んだ。 松茂大手海岸豊岡・満穂地区では約673mの堤防が崩れ大きな口 をあけていた時だけに、風向きが西風に急変したため沖からの高 潮をくいとめて全村の浸水を免れた。
11)	昭和21年12月21日	地震	1. 人的被害 死亡者 11人 負傷者 2人 軽傷者 4人 合計 17人 2. 家屋被害 住宅全懐 46戸 非住宅全懐 24戸 非住宅半壊 19戸 合計 89戸
12	昭和25年9月3日	台風	死者22人 高潮による被害 大手海岸(豊久)3ヶ所、約30mに及ぶ護岸堤防崩壊。 長原漁港突堤115m決壊。 中喜来蔵野新堤防も決壊。 海水が侵入し農作物にも予想外の大被害を受けた。
13)	昭和25年9月13日 ~14日	台風	松茂海岸堤防3ケ所、長原漁港突堤、中喜来・蔵野新堤防計5ヶ所 決壊。 農作物の被害は、特に美濃早生大根・白菜が全滅し、なす・きゅ うりなども、なぎ倒され大被害となる。
14)	昭和36年9月15日	台風	家屋被害 流失 5戸 倒壊 44戸 半壊 257戸 床上浸水 750戸 床下浸水 434戸 合計 1,490戸
15)	昭和40年9月10日	台 風	最大風速67mにより全壊家屋17戸、干潮時であったため水害は少なかった。県からは、災害救助法の適用を受けた。

番号	年 月 日	種別	被 害 の 状 況
16	昭和40年9月13日	台風	1. 家屋被害 一般住家 全懐 17戸 半壊 69戸 床上浸水 200戸 床上浸水 200戸 非住家 全懐 82戸 半壊 70戸 合計 438戸 2. 学校被害 長原小学校購堂半壊。 松茂町5小・中学校1部損壊 5日連続の集中豪雨のため町内河川が増水し堤防が決壊した。 家屋の浸水のほか農作物に大被害を受けた。
17	昭和47年9月6日	雷電性 豪 雨	家屋被害 床上浸水 14戸 <u>床下浸水 363戸</u> 合計 377戸 6日夜より9日朝までに496mmの集中豪雨により県内は各地で山 崩れ、民家倒壊、平地部は水びたしになり、床上・床下浸水続 出。交通状態も麻痺状態となった。
18	平成16年10月20日	台 風	家屋被害 床上浸水 2棟 床下浸水 23棟 合計 25棟
19	平成26年8月8日	台 風	家屋被害 <u>床下浸水 4棟</u> 合計 4棟
20	平成27年12月10日	台風	家屋被害 床上浸水 2棟 床下浸水 23棟 合計 25棟
21)	平成30年9月4日	台 風	家屋被害 <u>床下浸水 1棟</u> 合計 1棟

2. 過去における気象状況

(1) 平成25年~令和2年の「松茂」における気象注意報及び警報回数一覧表

7	松茂町	平成25年 1月~12月	平成26年 1月~12月		平成28年 1月~12月		平成30年 1月~12月	令和元年 (平成31年) 1月~12月	令和2年 1月~12月
	暴風	0	0	0	0	0	0	0	<u>O</u>
++	暴風雪	0	0	0	0	0	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
特別	大雨	0	0	0	0	0	Q	<u>O</u>	<u>O</u>
警報	大雪	0	0	0	0	0	Q	<u>O</u>	<u>O</u>
TIX	高潮	3	7	0	0	0	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
	波浪	3	7	0	0	0	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
	暴風	0	3	1	1	3	4	2	<u>O</u>
	暴風雪	0	0	0	0	0	Q	<u>O</u>	<u>O</u>
荷女	大雨	3	7	3	3	3	3	1	<u>O</u>
警報	大雪	0	0	0	0	0	Q	Q	Q
	高潮	0	1	1	0	0	<u>3</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
	波浪	0	3	1	1	3	<u>3</u>	<u>2</u>	1
	洪水	3	7	3	3	0	2	Q	Q
	風雪	1	2	1	3	3	3	<u>O</u>	2
	強風	61	55	56	58	57	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>57</u>
	大雨	29	30	21	22	13	<u>13</u>	10	5
	大雪	0	3	2	2	1	<u>4</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
	高潮	0	3	2	2	3	<u>5</u>	1	1
	波浪	54	33	37	35	34	<u>33</u>	<u>15</u>	9
	洪水	30	30	20	22	6	6	4	<u>O</u>
注意	着雪	0	0	0	1	0	Q	<u>O</u>	<u>O</u>
報	乾燥	32	25	31	20	29	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>20</u>
	濃霧	9	6	9	9	7	<u>8</u>	7	9
	相	8	6	8	10	9	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>4</u>
	なだれ	0	0	0	0	0	Q	<u>O</u>	<u>O</u>
	融雪	0	0	0	0	0	Q	<u>O</u>	<u>O</u>
	低温	0	0	0	1	0	<u>3</u>	Q	Q
	着氷	0	0	0	0	0	Q	Q	Q
	雷	84	87	87	102	70	<u>69</u>	<u>76</u> (海阜周与第	<u>68</u>

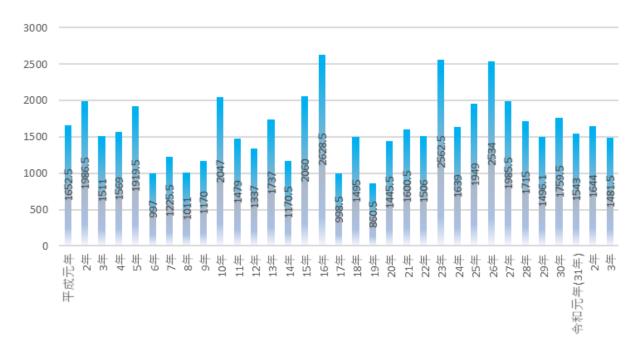
(徳島県気象年報より)

(2) 昭和59年~令和3年の徳島県(地点名:徳島)における降水量一覧表

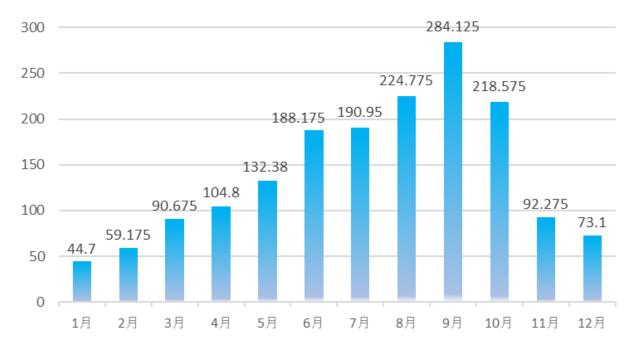
月年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
昭和59年	63	32.5	51.5	93.5	60	260	107	106.5	53.5	44	32.5	62.5	966.5
60年	13	104.5	94.5	228.5	76.5	242	71.5	288.5	119	155	53.5	25.5	1472
61年	11.5	47	159.5	97.5	249.5	124.5	79.5	104	80	56.5	30.5	82	1122
62年	30.5	31.5	92	31	139	159.5	126.5	97	160.5	239.5	57.5	13.5	1178
63年	42	14.5	100	184.5	109.5	642.5	164.5	253	115.5	35.5	10	2	1673.5
平成元年	83.5	90.5	119.5	83	210.5	207	121	332.5	274	46	75.5	9.5	1652.5
2年	42.5	126.5	111	82	148	189	51	81	520.5	278.5	335.5	21	1986.5
3年	15	32	127.5	217.5	127.5	179.5	111.5	118	256	184.5	111	31	1511
4年	38.5	11	158.5	109	135	212	74.5	421.5	157	99.5	86	66.5	1569
5年	18.5	52	63	61.5	123.5	317	263	378	267	140.5	200.5	35	1919.5
6年	21	70.5	52	75.5	109	74	179.5	58.5	128	86.5	105	37.5	997
7年	22.5	5.5	80	75	449	164	214	25.5	75	76.5	31	7.5	1225.5
8年	11	33	80.5	65	67	135.5	70.5	147.5	141	68	48	144	1011
9年	23.5	28	79	57.5	110.5	154	168.5	70.5	271	42	122	43.5	1170
10年	106.5	146.5	50.5	193	395.5	296	106.5	22.5	382.5	323.5	9	15	2047
11年	10	29	93.5	141.5	97.5	264	156.5	199.5	265	58.5	162.5	1.5	1479
12年	68.5	29	76.5	57.5	116.5	134	51	41	432.5	184	104	42.5	1337
13年	92	24.5	63	45.5	160.5	179.5	190	169	303	426.5	45.5	38	1737
14年	117	24.5	66.5	72.5	121.5	125	230.5	53	93.5	140	36.5	90	1170.5
15年	63	40.5	82.5	114	281	189.5	140.5	409	314	162	230.5	33.5	2060
16年	9.5	36	131	70	196	254	133.5	605	391.5	483	155.5	163.5	2628.5
17年	10.5	83	47	34	46	41.5	140.5	85	313.5	126	59.5	12	998.5
18年	70	133	104.5	255.5	142	152.5	156.5	118	117.5	76	114.5	55	1495
19年	5	36.5	28	38	78	90.5	296.5	44.5	76	89.5	16.5	61.5	860.5
20年	59.5	28	187	138.5	198	261.5	114.5	162.5	98.5	104.5	74	19	1445.5
21年	52.5	89	62.5	59	66	126	142.5	383.5	94.5	205.5	264.5	55	1600.5
22年	15.5	69	150.5	189.5	117	261	252	27	106	180.5	20.5	117.5	1506
23年	0.5	58	33	64	342.5	298	318.5	42	1008	262	106.5	29.5	2562.5
24年	50	78.5	88.5	83.5	64	389	127.5	138	314.5	177	64	64.5	1639
25年	51	61.5	31	148	40	195.5	117	105.5	695.5	337	58	109	1949
26年	26	106	88	139	67	168.5	111.5	1066	163	427	48	124.5	2534
27年	80	23.5	153	122	54	150	401	290	232.5	11	184	284.5	1985.5
28年	49.5	100.5	83	125.5	143.5	230.5	85	88.5	510	129.5	83.5	86	1715
29年	36.5	11.5	41.5	91	62.6	166	124	143	119.5	630	51.5	19	1496.1
30年	37.5	71	165	50	194	207	258.5	166.5	443	78.5	31.5	57	1759.5
<u>令和元年</u> (平成31年)	<u>15.5</u>	<u>47.5</u>	<u>84</u>	<u>119.5</u>	<u>190</u>	204	<u> 266.5</u>	<u>192.5</u>	<u>64</u>	<u>289</u>	<u>7.5</u>	<u>63</u>	<u>1543</u>
<u>2年</u>	<u>80</u>	<u>30</u>	<u>82</u>	<u>117</u>	<u>103</u>	<u>159</u>	<u>308.5</u>	<u>19</u>	<u>303,5</u>	<u>387.5</u>	<u>45</u>	<u>9.5</u>	<u>1644</u>
<u>3年</u>	<u>65</u>	<u>56</u>	<u>105</u>	<u>65.5</u>	<u>141.5</u>	<u>94.5</u>	94	<u>357.5</u>	224	<u>76</u>	<u>194</u>	<u>8.5</u>	<u>1481.5</u>
<u>平年値</u> <u>(1991~</u> <u>2020)</u>	41.9	<u>53.0</u>	87.8	104.3	<u>146.6</u>	192.6	177.0	<u>193.0</u>	271.2	<u>199.5</u>	<u>89.2</u>	63.9	<u>1619.9</u>

(徳島地方気象台HPより)

年間降水量の推移



降水量(1991年~2020年までの平年値)



◆避難対策に関する資料

3. 避難所等

(1) 指定避難所

				利用可能面積	
	施設名	 	利用できる場所	(m) *1	収容可能人数
7	华兴三年丰		屋內運動場	362	109
_	以 	十二岁米子即原四一亩多一十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	運動場(応急仮設住宅候補地)	9,370	2,839
Ø	北部学習センター	中喜来字中須69-3	RC 1F	68	26
က	津波防災センター・中央庁舎	広島字東裏30	RC 4F	215.24	65
4	松茂町総合会館	広島字東裏30	RC 2F (504.74m²), 3F (439.05m²)	943.79	285
Ŋ	松茂町老人福祉センター	広島字三番越2-2	RC 1F (51m²), 2F (155.27m²)	206.27	62
9	松茂町地域子育て支援センター	広島字三番越2-4	RC 1F (96.85m²), 2F (342.29m²)	439.14	133
7	松茂町保健相談センター	広島字三番越2-2	RC 1F (367.91m²), 2F (548.37m²)	916.28	277
0		 	屋內運動場	208	153
0	対サルダター		運動場(応急仮設住宅候補地)	8,667	2,626
		007年8月11日4年以	屋內運動場	910	275
ກ	₹ ₩++ ₹ ₹		運動場(応急仮設住宅候補地)	8,397	2,544
10	中部学習センター	笹木野字山下112	RC 1F	101	32
7			屋內運動場	199	168
<u>-</u>		000時 日	運動場(応急仮設住宅候補地)	5,203	1,576
7		つ 当つつ単独 中半中	観覧席 (520㎡)	0016	002
<u> </u>			メイン・サブアリーナ (1,888㎡)	2,400	671
13	松茂町第二体育館	中喜来字群惠225-4	アリーナ	842.08	255
14	- 松茂中央公園	中喜来字群惠225-1	公園	11,768	3,566
15	東部学習センター	笹木野字//北開拓222	RC 1F	116	35
7		0-30/80年	RC 2F (168m²) 、3F (243m²)	111	124
2			防災公園(応急仮設住宅候補地)	1,300	393
17		中喜来字群惠78-1	緑地公園(応急仮設住宅候補地)	1,691	512
18	松茂運動公園	広島字三番越10	運動公園(応急仮設住宅候補地)	6,561	1,988
19	 松茂町サッカー場	中喜来字群惠229-5	サッカー場 (応急仮設住宅候補地)	236'2	2,410
× ×		7割田口部西籍女・1 当の 上田西語 (0)	カサイギル 一分才 (1475-257の		

収容可能人数は当該施設の避難所として利用可能面積を1人当り占用面積(3.3㎡=約1坪)で除した数とする。 長原小学校は津波をともなう地震災害時には使用不可であることに留意が必要。 ~ ∾ * *

(2) 福祉避難所

	施設名	所在地	収容可能人数
_	なごみ	笹木野字//北関拓329-1	15
2	春叢園	広島字쳃ノ先23-1	10

(3)指定緊急避難場所(1) 津波

施設名	所在地	利用できる場所※1	利用可能面積 (㎡) ^{※2}	収用可能人数
1 喜来小学校	中喜来字前原西一番越14	校舎2階以上+屋上	1,117.99	1,117
2 松茂町議会棟	広島字東裏30	松茂町役場2階以上	141.64	141
3 津波防災センター・中央庁舎	広島字東裏30	松茂町役場4階+屋上	452	452
4 松茂町総合会館	広島字東裏30	2階以上	1,088.54	1,088
5 松茂町老人福祉センター	広島字三番越2-2	2階	155.27	155
8 松茂町地域子育て支援センター	広島字三番越2-4	2階	342.29	342
7 松茂町保健相談センター	広島字三番越2-2	2階十屋上	753.1	753
8 板野東部消防組合	北島町北村字大開11-1	2階(屋内訓練場)	537	219
9 春叢園	広島字鍬ノ先23-1	丁푈	520	520
10 松茂小学校	住吉字住吉開拓187	校舎2階以上+屋上	2,063.65	2,063
11 松茂中学校	笹木野字八山開拓186	校舎2階以上+屋上	2,204.35	2,204
12 海上自衛隊	住吉字住吉開拓38	潮8	1,032.00	1,032
13 特別養護老人ホーム和光園	笹木野字山東49-1	2階	329.4	329
14 (株)大塚製薬工場 松茂笹木野寮	笹木野字山下30	2階以上の階段・通路	854.5	854
15 町営長原団地	松茂町長原467	3階共用部分	63.02	63
16 松茂町津波防災センター	豊岡字芦田鶴105-9	2階以上+屋上	1,082.00	1,082
17 松茂町総合体育館	中喜来字群恵225-3	観覧席2階	520	520
18 吉野川育成園	笹木野字八北開拓236-1	3階の通路+屋上	460.67	460
19 なごみ	笹木野字八北開拓329-1	2階	156.6	156
20 富士ファニチア (株) ショールーム	笹木野字八北開拓412	2階以上	515.5	515
21 グラン・ドムール松茂	中喜来字群恵46-1	2階以上の階段・通路	290.15	290
22 町営中喜来団地	中喜来字前原西五番越1	2階以上の階段	420.51	420
23 町営福有団地	笹木野字八北開拓1-159	2階以上の階段	81.24	81
24 町営笹木野団地	笹木野字八山開拓143	2階以上の階段	370.06	370
25 県営住宅松茂西団地	中喜来字蔵野1	2階以上の階段	519.84	519
26 県営住宅松茂団地	満穂字満穂開拓20	2階以上の階段	175.86	175

	施設名	所在地	利用できる場所※1	利用可能面積 (㎡) **2	収用可能人数
27	7 県営住宅松茂東団地	満穂字満穂開拓55	2階以上の階段	175.86	175
28	3 徳島県運転免許センター	満穂字満穂開拓1-1	3階展望デッキ・ロビー	513.63	513
29	3 瞬員公舎笹木野	笹木野字//山開拓6-1	2階以上の階段	96.68	89
30) 自衛隊松茂宿舎	笹木野字//山開拓194	2階以上の階段	68.34	89
ω	1 自衛隊八山宿舎	笹木野字//山開拓205	2階以上の階段・通路	399.3	399
32	2 自衛隊笹木野宿舎	笹木野字//山開拓123	2階以上の階段	53.4	53
33	3 自衛隊住吉宿舎	住吉字住吉開拓110-1	2階以上の階段・通路	169.07	169
34	4 徳島阿波おどの空港	豊久字朝日野16-2	3階搭乗待合室	130.64	130
35	5 ほのぼのホスピタル	中喜来字群恵216-1	4階	842.38	842
36	3 ホテルソラエ	広島字宮ノ前26-1	2階以上の階段	81.72	81
37	7 ビジネスホテルポケット	笹木野字//北開拓207-1	2階以上の階段・通路	219.78	219
38	3 ロジェ・空港通り	満穂字満穂開拓15-1	2階以上の階段・通路	103.11	103
39	9 フクポンファミリーマンション	満穂字満穂開拓61-1	2階以上の階段・通路	377.26	377
40	2 パールメゾン松茂	中喜来字稲本211-1	2階以上の階段・通路	342.5	342
4	1 コーポラスコクフ	住吉字住吉開拓478	2階以上の階段・通路	117.96	117
42	2 エス・プワール	住吉字住吉関拓91-1	2階以上の階段	62.88	62
43	3 エグゼ松茂	中喜来字福有開拓193-10	2階以上の階段・通路	106.05	106
44	44 エスチュアリー64	笹木野字八上63	2階以上の階段・通路	443.07	443
45	5 松茂PA		パーキングエリア	646	646
46	5 長岸津波避難場所		四国横断自動車道の盛土斜面	210	210
47	47 太郎八須地区一時避難場所		四国横断自動車道の盛土斜面 (北島町建設(O.5㎡/人)) 松茂町分	450	507
48	3 中喜来地区津波避難タワー	中喜来字南渕16-19他		60	09
49	3 長原地区津波避難タワー	長原字月見岡225-1		32	35
Ŋ	国道11号 新広島橋付近歩道			800	800
3	国道11号 広島ランプ付近歩道			800	800
Ţ,	主要地方道徳島空港線 空港大橋歩道等			2,100	2,100
	主要地方道徳島空港線。空港インター大橋歩道等			2,400	2,400
•	101.1111111111111111111111111111111111	7十十分十日下りま こくしのは			

屋上などのオープンスペース利用は、雨天等を考慮し簡易テント等の利用を検討する。 収容人員は当該施設の避難場所として利用可能面積を1人当り占用面積(1.0㎡)で除した数とする。 ₩ ₩ ₩

② 洪水・高潮

	施設名	所在地	利用できる場所	利用可能面積 (m²) *1	収用可能人数
Ľ	1 喜来小学校	中喜来字前原西一番越14	校舎2、3階	890.14	445
	2 松茂町総合体育館	中喜来字群惠225-3	観覧席2階	520.00	260
	3 松茂町議会棟	広島字東裏30	松茂町役場2、3階	141.64	02
_	4 津波防災センター・中央庁舎	広島字東裏30	松茂町役場4階	244.26	122
	5 松茂町総合会館	広島字東裏30	2、3階	1088.45	544
	8 松茂町老人福祉センター	広島字三番越2-2	2階	229.86	114
	7 松茂町保健相談センター	広島字三番越2-2	2階	788.92	394
	8 松茂町地域子育て支援センター	広島字三番越2-4	2階	418.22	209
	9 松茂小学校	住吉字住吉開拓187	校舎2、3、4階	1759.67	879
1(10 松茂中学校	笹木野字八山開拓186	校舎2、3階	2113.85	1,056
<u></u>	11 松茂町津波防災センター	豊岡字芦田鶴105-9	2、3階	00'089	315
12	2 <mark>長原小学校^{※2}</mark>	長原530	校舎2階	481.88	240
13	3 特別養護老人ホーム 和光園	笹木野字山東49-1	2階	329.40	164
14	4 吉野川育成園	笹木野字//北開拓236-1	和8	374.00	187
15	5 なごみ	笹木野字//北開拓329-1	2階	156.60	78
16	5 春業園	広島字鍬ノ先23-1	3階	54.00	27
17	7 JA大津・松茂長岸梨選果場	長岸字友打87	2階	120.00	09
18	8 徳島県運転免許センター	満穗字満穗開拓1-1	2階ロビー、3階ロビー	34.65	17
19	9 富士ファニチア(株)ショールーム	笹木野字八北開拓412	2、3階	515.00	257
20	O (株) ハレルヤ本社工場	広島字北川向四ノ越30	3階	486.00	243
21	1 板野東部消防組合	北島町北村字大開11-1	2階(屋内訓練場)	537.00	268
22	2 中喜来地区津波避難タワー	中喜来字南渕16-19他		00.09	30
23	3 長原地区津波避難タワー	長原字月見岡225-1		35.00	17

収容人員は当該施設の避難場所として利用可能面積を1人当り占用面積(2.0㎡;たたみ(京間)の1畳分)で除した数とする。 長原小学校は津波をともなう地震災害時には使用不可であることに留意する。 ~ ∾ * ×

4. 主な避難路

避難場所への主要避難道路は次のとおりとする。

番号	番号	路線名	区間	架設橋梁 箇所数	耐震点検 状況	巾員 (m)
国道	1	国道11号	新加賀須野橋→大谷川橋	5	5	30.3
	2	国道28号	国道11号→鳴門市	4	4	13.5
	3	主要地方道 松茂吉野線	国道28号→北島町境	2	(注1)	12.9
	4	主要地方道 徳島空港線	徳島阿波おどり空港→松茂スマートIC	5		28.0
	5	一般県道 長原港線	桜橋→国道28号	2		13.1
県道	6	一般県道 古川長原港線	松茂4号線→長原港	0		4.8
	7	一般県道 津慈広島線	鳴門市境→長岸橋	0		6.8
	8	一般県道 川内大代線	広島橋→中喜来2号線及び国道11号線	16		① 10.0 ② 4.8
	9	松茂 1号線	松茂10号線(三神社)→長岸橋	2		4.7
	10	松茂 2号線	国道11号線→松茂10号線及び県道川内大代線	0		5.1
	11	松茂 3号線	県道川内大代線→豊久字豊久開拓1-50地先	7		10.1
	12	// 4号線	住吉16号線→豊岡字豊岡開拓12-1地先	0		7.5
	13	リ 5号線	笹木野字山下100-1地先 →住吉字住吉開拓159地先	1	1	10.8
	14	11 6号線	広島橋→松茂3号線(旧吉野川河口堰操作所)	0		6.6
	15	11 7号線	広島字古屋敷20-1地先→広島字丸須1-218地先	1	1	8.1
	16	// 10号線	中須入江川橋→中喜来2号線及び県道川内大代線	6		6.4
	17	ハ 15号線	笹木野12号線→松茂3号線	0		8.7
	18	ル 17号線	笹木野31号線(松茂中学校) →県道長原港線(松茂郵便局)	4		4.5
	19	ル 18号線	県道今切港長原地区臨港道路 →県道古川長原港線	7		8.8
町道 (松茂町)	20	ル 21号線	松茂町豊岡字芦田鶴105-6地先 →松茂町長原字中洲43-9地先	1		8.7
	21	ハ 23号線	松茂3号線→福有14号線	1		6
	22	住吉 16号線	県道長原港線→松茂町住吉字住吉開拓17-3地先	1	1	11.6
	23	笹木野3号線	国道28号→主要地方道徳島空港線	0		8.1
	24	11 10号線	松茂3号線→松茂15号線	0		8
	25	リ 12号線	松茂15号線→松茂4号線	0		8.8
	26	ル 31号線	県道長原港線(笹木野字八上95-4地先) →県道今切港長原地区臨港道路	3	3	5.7
	27	広島 13号線	国道28号→広島字南川向3-31地先	0		7.1
	28	丸須 9号線	松茂町広島字丸須1-201地先 →松茂町広島字丸須1-36地先	0		6
	29	丸須 18号線	松茂7号線→北島町清掃センター (北島町太郎八須字宮ノ本)	0		6.1
	30	中喜来46号線	国道11号線 →松茂10号線(松茂ニュータウン集会所)	3		9.2
	31	7号線	北島町道9号線→北島町北村字大開11-1地先	0		9.5
町道 (北島町)	32	9号線	北島町道7号線→北島町道409号線	0		7.5
(2,000)/	33	409号線	丸須9号線→北島町道9号線	0		6

◆巾員の算定について

- ・国道11号は、【道路構造に関する諸基準の運用指針(平成12年3月)P.131】を参考に設定した。
- ・国道28号、県道、町道(北島町)は現地調査により実測で求めた。
- ・県道の幅員については、代表的な道路幅員である。 また、一般県道川内大代線の幅員において、①は国道11号から東側、②は国道11号から西側である。
- ・町道(松茂町)は、道路台帳(平成16年4月1日現在)を用い、路線の合計面積を合計延長で除して求めた。
- ◆避難路としての機能を確保するために、周辺の耐震化やブロック塀等の補強を進めていく必要がある。
- (注1) 県道の耐震点検状況については、橋梁長寿命化修繕計画の一環として、橋梁点検(基本的に橋長15m以上)を5年に1回の 間隔で実施。また、緊急輸送路に架かる橋梁については、状況に応じて耐震設計を行っている。

5. 消防団・消防署の人員と装備

(1)消防団

本町内の消防団関係の人員と装備は次のとおり。

① 人員と装備

令和3年4月1日現在

分団名	団員数	ポンプ保有台数等	管轄区域
第1分団	20人	ポンプ車(CD-1)	長岸、中喜来
第2分団	18人	ポンプ車(CD-1)	広島
第3分団	20人	ポンプ車(CD-1)	笹木野、住吉
第4分団	19人	ポンプ車(CD-1)	豊岡、長原
第5分団	18人	ポンプ車(CD-1)	向喜来、福有、満穂、豊久
計	95人	5台	

② 消防水利施設

令和3年7月21日現在

地区名	消火栓	さく井	貯水槽	プール
第1地区	48(46)	3	5 (5)	1(1)
第2地区	60(52)	1	4 (4)	
第3地区	66(64)	0	3(1)	1(2)
第4地区	36(31)	1	1 (1)	1(1)
第5地区	87(78)	4	8 (8)	
計		9	21(19)	3(4)

防火槽・プール内訳 <u>(m)</u>

③ 防火槽・7	防火槽・プール内訳			令和3年7月21日現在
分団名	防火水槽内訳			プール内訳
第1分団	松茂ニュータウン北側団地 貯水槽	40.0m ³		太プール 13m×25m×1m=325m³
11	丸須団地北側団地 貯水槽	40.3m ³	碞米小字校ノール、377.5m~	ルプール 15m×5m×0.7m=52.5m³
11	リム大津松茂梨選果場東側 貯水槽	40.0m ³		
11	旧第一会館松茂店東側	40.0m ³		
第2分団	ハレルヤ製菓南側団地 貯水槽	40.2m ³		
11	‡3-11松茂店駐車場内(施設)	40.0m ³		
11	松茂スカイタウン内	40.0m ³		
11	二トリ徳島北店内	40.0m ³		
第3分団	陽光台団地 貯水槽	40.2m ³		
			5. 700 = 3 ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	ルプール 15m×6m×0.7m=63m³
			松茂小子校ノール、488m⁻	大プール 25m×17m×1.0m=425m³
第4分団	町営長原団地貯水槽	40.0m ³	長原小学校プール、212.5m³	ルプール 25m×10m×0.85m=212.5m ³
第5分団	サンヒルズ団地内(松茂美人西)	40.0m ³		
11	シャンドフルール 北	40.0m ³		
11	月見ヶ丘テント村 東	40.0m ³		
11	徳島県消防防災航空隊事務所敷地内	100.0m ³		
11	ひなたタウン内	40.0m ³		
11	徳島阿波おどり空港 北側	40.0m ³		
11	ドラッグコスモス松茂店 駐車場内	40.0m ³		
11	ひなたタウン西側	40.0m ³		

(2)消防署

板野東部消防組合本部及び消防署の人員と装備は、次のとおり。

① 消防職員配置状況

区分 名称	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	会計 年度 職員	合計
消防本部		1	6	11	3	3	3	1	28
第1消防署		1	1	14	4	4	8	1	31
第2消防署		_	1	13	6	6	8	_	34
<u></u>	_	1	8	38	13	13	19	1	93

② 消防車等主要装備

車種	台数	車種	台数
普通消防車	2台	救急車	3台
水槽付消防車	2台	資機材搬送車	3台
化学消防車	2台	查察車	2台
救助工作車	1台	指揮車	1台
ホース	345本	連絡車	2台

6. 職員の配備計画(一般基準)

(単位:人)

部	課	1号配備	2号配備	3号配備
災害対策本部本部員	部長級以上	7	7	
災害対策本部事務局	危機管理課	2	2	
	総務課	0	2	
	税務課	1	3	
総務部	チャレンジ課	1	1	
	出納室	0	1	
	議会事務局	0	1	
	福祉課	1	2	全員
民生部	長寿社会課	1	3	
	住民課	1	3	
	産業環境課	2	4	
産業建設部	上下水道課	1	2	
	建設課	0	3	
#h 李立[]	学校教育課	2	6	
教育部	社会教育課	0	0	
計		19	40	117

(注)

- 1 各課の配備人数は、災害対策本部員を除く数字を示す。
- 2 台風等の水防活動における職員配備については、水防計画書のとおり。
- 3 1号配備については課長以上、2号配備については課長補佐以上とする。

◆要配慮者に関する資料

7. 避難行動要支援者

避難行動要支援者名簿登録者数(基準日:令和3年12月20日現在)

※地区人口は令和3年3月31日現在の数字

	字名	人口	うち 要支援者数	要支援者 の比率
長岸		275	15	5.5%
中喜	来	1,714	164	9.6%
	中喜来字灘外	0	0	0%
	中喜来字ふだ	23	2	8.7%
	中喜来字北渕	7	0	0%
	中喜来字中渕	0	0	0%
	中喜来字南渕	4	0	0%
	中喜来字江ノ上	0	0	0%
	中喜来字野郷	0	0	0%
	中喜来字中組	45	3	6.7%
	中喜来字北かうや	26	2	7.7%
	中喜来字中かうや	90	1	1.1%
	中喜来字南かうや北ノ越	20	2	10.0%
	中喜来字南かうや中ノ越	36	1	2.8%
	中喜来字南かうや南ノ越	32	4	12.5%
	中喜来字北境	22	1	4.5%
	中喜来字境	0	0	0%
	中喜来字北張	0	0	0%
	中喜来字大張	0	0	0%
	中喜来字中張	0	0	0%
	中喜来字小張	6	0	0%
	中喜来字南張	21	1	4.8%
	中喜来字東組	41	3	7.3%
	中喜来字中須	118	4	3.4%
	中喜来字十人歩	11	0	0%
	中喜来字中瀬西ノ越	371	30	8.1%
	中喜来字中瀬中ノ越	244	9	3.7%
	中喜来字中瀬堤外	36	1	2.8%
	中喜来字牛飼野東ノ越	47	1	2.1%
	中喜来字牛飼野西ノ越	4	0	0%
	中喜来字牛飼野堤外	11	0	0%
	中喜来字蔵野	471	19	4.0%
	中喜来字前原東一番越	6	0	0%
	中喜来字前原東二番越	5	1	20.0%
	中喜来字前原東三番越	2	0	0%
	中喜来字前原東四番越	6	0	0%
	中喜来字前原東五番越	9	0	0%

字名	人口	うち 要支援者数	要支援者 の比率
中喜来字前原東六番越	16	0	0%
中喜来字前原東七番越	3	0	0%
中喜来字前原西一番越	0	0	0%
中喜来字前原西二番越	8	1	12.5%
中喜来字前原西三番越	4	1	25.0%
中喜来字前原西四番越	0	0	0%
中喜来字前原西五番越	186	14	7.5%
中喜来字宮前一番越	0	0	0%
中喜来字宮前二番越	11	0	0%
中喜来字宮前三番越	96	0	0%
中喜来字宮前四番越	34	О	0%
中喜来字宮前五番越	39	1	2.6%
中喜来字稲本	808	23	2.8%
中喜来字群恵	606	23	3.8%
中喜来字堤外	0	0	0%
中喜来字稲本番外	1	0	0%
中喜来字群恵番外	0	0	0%
中喜来字蛭子元	0	0	0%
中喜来字福有開拓	347	16	4.6%
中喜来字福有	2	0	0%
中喜来字福有番外	0	0	0%
中喜来字北境番外	0	0	0%
中喜来字ふだ番外	0	0	0%
中喜来字野鄉番外	0	0	0%
中喜来字北かうや番外	0	0	0%
中喜来字中組番外	0	0	0%
中喜来字東組番外	0	0	0%
中喜来字十人歩番外	0	0	0%
中喜来字中瀬中ノ越番外	0	0	0%
中喜来字牛飼野西ノ越番外	0	0	0%
中喜来字中須番外	0	0	0%
中喜来字前原西一番越番外	0	0	0%
中喜来字前原西五番越番外	О	О	0%
中喜来字前原東七番越番外	О	О	0%
中喜来字宮前一番越番外	О	О	0%
中喜来字宮前五番越番外	О	О	0%
中喜来字蔵野番外	О	О	0%

字名	人口	うち 要支援者数	要支援者 の比率
広島	3,550	255	7.2%
広島字北川向一ノ越	15	0	0.0%
広島字北川向二ノ越	351	10	2.8%
広島字北川向三ノ越	18	1	5.6%
広島字北川向四ノ越	107	0	0%
広島字西川向	14	1	7.1%
広島字丸須	456	50	11.0%
広島字北ノ川	355	40	11.3%
広島字南ノ川	277	21	7.6%
広島字南川向	532	69	13.0%
広島字古屋敷	63	6	9.5%
広島字宮ノ後	177	8	4.5%
広島字宮ノ前	60	4	6.7%
広島字小ハリ	118	4	3.4%
広島字北ハリ	101	5	5.0%
広島字中ハリ	48	3	6.3%
広島字南ハリ	71	1	1.4%
広島字浜ノ須	14	2	14.3%
広島字東裏	272	14	5.1%
広島字一番越	59	4 6 2 1	6.8%
広島字二番越	192		3.1%
広島字三番越	53		3.8%
広島字四番越	74		1.4% 0%
広島字小喜来	4		
広島字鍬ノ先	119	3	2.5%
広島字北川向一ノ越番外	0	0	0%
広島字北川向二ノ越番外	0	0	0%
広島字浜ノ須番外	0	0	0%
笹木野	3,918	110	2.8%
笹木野字八北開拓	1,381	44	3.2%
世木野字灘	114	6	5.3%
笹木野字北上	244	11	4.5%
笹木野字北前	3	0	0%
笹木野字北山	0	0	0%
笹木野字八上	358	6	1.7%
笹木野字八下	251	3	1.2%
笹木野字山上	22	0	0%
笹木野字山下	193	3	1.6%
笹木野字八山開拓	1,021	29	2.8%
笹木野字山南	263	5	1.9%
笹木野字山東	68	3	4.4%
笹木野字北山番外	0	0	0%
笹木野字北下	0	0	0%

	字名	人口	うち 要支援者数	要支援者 の比率	
住書	5	1,241	36	2.9%	
	住吉字住吉開拓	1,241	36	2.9%	
	住吉字一番越	0	0	0%	
	住吉字松久	0	0	0%	
	住吉字松久番外	0	0	0%	
	住吉字富増	0	0	0%	
	住吉字富増番外	0	0	0%	
満種	1	937	51	5.4%	
	満穂字満穂開拓	937	51	5.4%	
豊中]	11	0	0%	
	豊中字豊年	11	0	0%	
	豊中字戎野	0	0	0%	
	豊中字豊年番外	0	0	0%	
豐		275	22	8.0%	
	豊岡字豊岡開拓	95	9	9.5%	
	豊岡字山ノ手	61	7	11.5%	
	豊岡字鴨洲	5	0	0%	
	豊岡字芦田鶴	65	2	3.1%	
	豊岡字小金洲	49	4	8.2%	
	豊岡字鴨洲番外	0	0	0%	
	豊岡字芦田鶴番外	0	0	0%	
	豊岡字小金洲番外	0	0	0%	
長原		752	65	8.6%	
豊ク	ζ	0	0	0%	
	豊久字豊久開拓	0	0	0%	
	豊久字朝日野	0	0	0%	
	合計	14,834	718	4.8%	

様式第1号(第4条関係)

避難行動要支援者登録申請書

松茂町長 殿

14/	1111	//××								
また	た、私な	が届け出	要支援者登録制度 た下記個人情報 支援等の実施に <u>対</u>	を町が <u>消防</u>	機関、警察署	、民生委員	員、松茂町社		<u>義会、自主</u>	<u>防災</u>
	年	月日	∃							
本人	、氏名			代理	旦 人氏名			(続柄)	
住	所						電 携 FA	帯		
)がな ; 名				血液型 ·B·O·AB	性別	生年月日	年	月	日生
(診	支援を とする 亥当項目	こ地域の を必要 5理由 引全てに(ください)	②知的阿 ③精神阿	章がい者 章がい者 章がい者 足険の要介護	認定者		⑤高齢者のみ⑥寝たきり又に⑦難病者⑧その他各項	は認知症の高		
	事体障害者手動療育手帳(障害 療育手帳(障害 精神保健福祉ヨ 介護認定者(要 例: ・目が)		障害の程度) () 高祉手帳(級) ()							
援	災害時 を円滑い	事項 の避難支 こするため たいこと	Ţ		······································			,		***************************************
け	かり付 医療 送 関			家族構成		人世帯	居住建物 の構造			
	다. - 나무 			緊急通報	有	• 無	普段いる 部屋			
ピノ	《利用			システム	()	寝室の位置		毒斗亚	-
	急時家 の連絡:		氏名(約	続柄)		1±	: 所		電話番	号
	区	.分	氏 名				: 所		電話番	:号
その他										
の支										
援者										_

様式類	第2号	(第4条関	系)	辞難	行重	h要 ⁻	支援	者登録	台帳				
				ZET KIL	.112	7 又 2	∼ 1∞	D TO	י בין יוב	出力	日· 4	F 月	日
個人	コード		行政区	-				民生委		ш/3		. /1	
四八-			11 政区					電話					
住	所							携帯					
	121							FAX					
ふり	がな				血剂		性兒	<u> </u>	生年月日		年	幹 (出力時)	
氏	名								年 月	日		歳	
登録	大年月日	1	年	月 日	<u> </u>	登録区	分			該当/	非該当		
	字時に出		D身体障がい	者				(5)	高齢者のみの世	帯の者			
	う支援を 要とする		②知的障がい	者					②寝たきり又は認矣	旧症の高齢	者		
理由	由(該当	السيار ا						heren) persey		.,,	_		
KC	すべて)をつけ	. hi 	3精神障がい					hannad parama	難病者				
てく	ださい)		4)介護保険の	要介護認定	它者			8	の他各項目に	準ずる状態	景にある人		
援護	隻ランク							身体障	害者手帳(級)				
	学校区								長(障害の程度)	ļ			
	パーシャルの	<i>></i>							建福祉手帳(級)	-			
作 1百十	報公開	例:	介護認定者(要介護度) 例: (目が不自由) (車いす使用) (危険通報指示を察知できない)										
※災 避難 円滑 ため	記事項 終害時の 維支援を 骨にする いこと	5											
	ふり付け 療機関			家族構	成			人世帯	居住建物 の構造				
				-		有無	K		普段いる部屋				
	:サービ) 利用	Z		緊急通システ									
									寝室の位置				
			氏 名		(約	売柄)	\perp		住 所		電	話番号	
	急時の 実等の												
	絡先												
7	(区 分)		(氏 名)				(住 所)		(電	話番号)	
その													
他の													
支													
援 者													

	特記事項			
	家族構成			
	か の 包			
	難派			
	寝認知			
	恒艦			
	要介護			
	精			
	坐 名			
轡	单 堕			
登碌避難行動要支援者名簿	生年月日			
惟行動要	性別血液型			
登録避	ふりがな 氏名			
	電話番号 携帯番号 FAX番号			
	年 所			
第3条関係)				
様式第3号(第3条関係)	画 スープ			

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

登録避難行動要支援者支援同意兼受領書

私は、避難行動要支援者支援の趣旨に賛同し、登録避難行動要支援者名簿を適切に活用・ 管理いたします。

団 体 名	
代表者氏名	
代表者住所	
受 領 印	
備考	

【代理の方が受領する場合は、こちらにも記入・押印ください。】

委任者氏名	
代理人氏名	
代理人住所	

登録避難行動要支援者名簿

年 月 日

地	区	名
団	体	名

注意事項

- 1 この名簿は、避難行動要支援者支援の趣旨に賛同し、災害発生時に避難所への 避難支援等を受ける目的で、避難支援に必要な情報を事前提供することを同意さ れた方の名簿です。
- 2 松茂町個人情報保護条例に違反しますので、下記以外の目的では使用しないでください。
 - ① 災害時における避難行動支援のための準備調査、訓練、見守り、救助などに 使用する場合
 - ② 確実に本人の利益になるための呼びかけに使用する場合
- 3 この名簿が第三者に目的外利用されないように適切に保管してください。また、紛失・盗難があった場合にはただちに松茂町役場までご連絡ください。
- 4 この書類は絶対にコピーしないでください。破損、汚損等により判読できない 場合は松茂町役場までご連絡ください。
- 5 名簿に変更があったときは、松茂町役場までご連絡ください。また、改訂版が 配布されたときは、旧版を速やかに町にご返却ください。
- 支援名簿や登録内容に関するお問い合わせ先 松茂町役場 長寿社会課 電話 088-699-2190

様式第5号(第8条関係)

避難行動要支援者変更 · 廃止申請書

松茂町長 殿			申請	年月日	年	月	日
私は、避難行動要支 ので申請します。	援者支援 <i>0</i>)趣旨に賛同し	、同制	削度に登録し	ていますが、ヿ	下記のように	こしたい
□ 申請内容を変	変更した	い		登録を取	対りやめたり	(1	
本人氏名		代理人	氏名			続柄	
ふりがな							
氏名		 (男・	女)	生年月日	年	月	日
住所松茂町							
固定電話	_	_	携	帯電話	_	_	
あなたが該当する所に	こ〇を付け	҅√必要事項を	ご記	入ください。			
要援護者区分	申請	i		具体的	内な状況		
① ひとり暮らし高齢者	Í						
② 高齢者世帯							
③ ねたきり等高齢者							
④ 認知症高齢者							
⑤ 身体障がい者							
⑥ 知的障がい者							
⑦ 精神障がい者							
8 難病者							
9 その他							
あなたが緊急時に知・ 例:かかりつけの病院や技	-	_	-				
緊急時の家族等の連	絡先						
氏 名	1					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
Д 1	続柄	13	<u>È</u>	所		電話番号	

様式第6号(第9条関係)

避難行動要支援者登録拒否申出書

	申請年月日	年	月	日
松 茂 町 長 殿 私は、避難行動要支援者 度に登録することを希望し よって、私が避難行動要 難行動要支援者名簿には入 災害時の緊急時にも名簿 取り扱ってください。	ません。 支援者の登録要 れないでくださ	件に該当しても い。	、登録避	
本 人 氏 名				
代理人氏名				
代理人との関係				
備考				

8. 要配慮者利用施設一覧

/\ ¥ 5	No	₩₽₽₽	⊼⊑ / ₩h	浸水想定区域内		
分類	No.	施設名	所在地	津波*1	洪水**2	高潮 ^{※2}
医	1	ほのぼのホスピタル	中喜来字群恵216-1	0	0	0
療	2	芳川病院	中喜来字群恵278-8	0	0	0
施	3	春藤内科胃腸科	広島字南ノ川32-1	0	0	0
設	4	浦田病院	広島字南ハリ13	0	0	0
	5	喜来幼稚園	中喜来字前原西一番越14	0	0	0
	6	さゆり幼稚園	中喜来字稲本175-1	0	0	0
24	7	松茂幼稚園	住吉字住吉開拓187	0	0	0
学 校	8	喜来小学校	中喜来字前原西一番越14	0	0	0
	9	松茂小学校	住吉字住吉開拓187	0	0	0
	10	長原小学校	0	0	0	
	11	松茂中学校	笹木野字八山開拓186	0	0	0
	12	きららこども園	中喜来字前原東七番越19-3	0	0	0
	13	松茂ひまわり保育園	中喜来字群恵47-1	0	0	0
	14	ハート託児所	広島字南ハリ13	0	0	0
	15	わかば保育所	広島字四番越1-5	0	0	0
	16	まつしげ保育所	笹木野字山東37-1	0	0	0
	17	Kids center akamatsu	満穂字満穂開拓114-1	0	0	0
	18	北部学習センター	中喜来字中須69-3	0	0	0
	19	東部学習センター	笹木野字八北開拓222	0	0	0
	20	中部学習センター	笹木野字山下112	0	0	0
	21	喜来児童クラブ	中喜来字前原西一番越7	0	0	0
	22	東部児童クラブ	笹木野字八北開拓224	0	0	0
	23	松茂児童クラブ	笹木野字山上77-1	0	0	0
	24	長原児童クラブ	長原525-1	0	0	0
	25	ショートステイ松葉の杜	中喜来字中須83-1	0	0	0
44	26	グループホーム 向喜来の家	中喜来字群恵278-7	0	0	0
社会	27	COMPASS発達支援センター松茂wing	広島字南ノ川43-1	0	0	0
会福	28	地域活動支援センターどんどこどん	広島字三番越2-2(保健相談センター内)	0	0	0
祉 施	29	松茂町老人福祉センター 松鶴苑	広島字三番越2-2	0	0	0
設	30	松茂町地域子育て支援センター	広島字三番越2-4	0	0	0
	31	介護老人保健施設 縁樹	広島字四番越1-5	0	0	0
	32	ケアハウスえんじゅ	広島字四番越5-1	0	0	0
	33	グループホーム 春日苑	広島字四番越11-5	0	0	0
	34	障害者支援施設 春叢園	広島字鍬ノ先23-1	0	0	0
		障害児通所支援施設 ねむのき	広島字鍬ノ先23-1	0	0	0
		住宅型有料老人ホーム わたつみ	笹木野字八北開拓25	0	0	0
		COMPASS発達支援センター松茂	笹木野字八北開拓17O-1	0	0	0
		サービス付き高齢者向け住宅 福有えんじゅ	笹木野字八北開拓175-1	0	0	0
		指定障害者支援施設 吉野川育成園	笹木野字八北開拓236-1	0	0	0
	40	指定障害福祉サービス事業所 なごみ	笹木野字八北開拓329-1	0	0	0
	41	ナチュラルキッズ	笹木野字灘23-1	0	0	0
	42	特別養護老人ホームの和光園	笹木野字山東49-1	0	0	0
	43	愛育会指定共同生活援助事業所	満穂字満穂開拓50-5	0	0	0
		ケアホーム「長生苑」	満穂字満穂開拓79-1	0	0	0
	45	ブロッサムジュニア	広島字東裏24-5	0	0	0

^{※1 「}〇」の記載がある施設は、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づく避難促進施設に該当する施設で、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施などが義務付けられる※2 「〇」の記載がある施設は、水防法第15条に基づき避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられる

◆支援対策に関する資料

9. 南海トラフ地震等に対応した備蓄方針

平成29年10月に改訂された徳島県災害時相互応援連絡協議会の「南海トラフ地震等に対応 した備蓄方針」において、市町村別の備蓄目標数量が示されている。なお、本町の備蓄目標数 量は以下のとおりである。

	備蓄物		数量
	食料 (一般)	食	7,903
() () ()	食料(要援護者)	食	1,808
	飲料水	Q	14,700
番品目()	粉ミルク	g	2,698
	哺乳瓶	本	20
	毛布	枚	2,450
そ	簡易トイレ	基	47
0	トイレットペーパー	ロール	391
他参	生理用品	枚	1,627
考	紙おむつ(乳幼児)	枚	764
	紙おむつ(大人)	枚	150
Н	尿もれパッド(大人)	枚	451
	人口	人	15,006
	避難者数(避難所)	人	4,900
基	3歳~69歳	人	12,102
	1歳,2歳,70歳以上	人	2,768
数	O歳(アレルギー除く)	人	122
値	O歳から2歳	人	390
	12歳から50歳女性	人	3,322
	要介護3以上	人	230

^{※1} 人口については徳島県年齢別人口推計(平成29年7月1日)に基づき算定

^{※2} 避難者数は徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次)(平成25年11月25日 公表)及び徳島県中央構造線・活断層地震被害想定(平成29年7月25日公表)に よる

^{※3} 合計は、端数処理により合わないことがある。

10. 応急仮設住宅標準プラン

- 一般社団法人プレハブ建築協会(徳島県協定先) 応急仮設住宅標準プラン 参考図面
- 一般社団法人プレハブ建築協会HP(https://www.purekyo.or.jp/measures/zumen.html)より

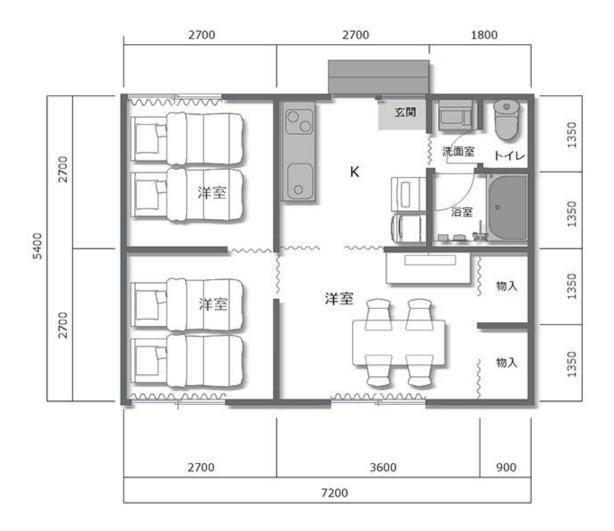
(1) 応急仮設住宅 1K(6坪)



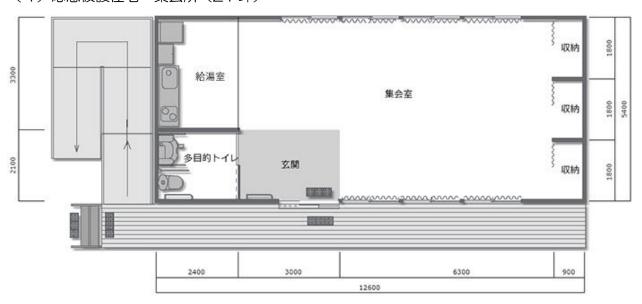
(2) 応急仮設住宅 2K (9坪)



(3) 応急仮設住宅 3K(12坪)



(4) 応急仮設住宅 集会所(21坪)



11.「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

				N3年0月10日成任
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第 1 項)	災害により現に被害を 受け、又は受けるおそ れのある者に供与す る。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収 容する「福祉避難所」を設置 した場合、当該地域における 通常の実費を支出でき、上記 を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、 維持及び管理のための賃金 職員等雇上費、消耗器材費、 建物等の使用謝金、借上費 又は購入費、光熱水費並び に仮設便所等の設置費を含 む。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上 3 避難所での生活が長期 にわたる場合等において は、避難所に避難している 者の健康上の配慮等によ り、ホテル・旅館など宿泊 施設を借上げて実施するこ とが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれ のある場合において、 被害を受けるおそれが あり現に救助を要する 者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円 以内 高齢者等の要援護者等を収 容する「福祉避難所」を設置 した場合、当該地域におけ る通常の実 費を支出でき、 上記を超える額 を加算でき る。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生する おそれがある場合において 必要となる建物の使用謝金 や光熱水費とする。なお、 夏期のエアコンや冬期のス トーブ、避難者が多数の場 合の仮設 トイレの設置費 や、避難所の警備等のため の賃金職員等雇上費など、 やむを得ずその他の費用が 必要となる場合は、内閣府 と協議すること。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は 流失し、居住する住家 がない者であって、自 らの資力では住宅を得 ることができない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、 実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり、 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供給終了に伴う解体撤去及び出できる費用は、当該地域における実費。 ○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 規模 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 20日以内着エ 災害発生の日から速 やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原 材料費、輸送費及び建築事 務費等の一切の円以内であれ ばよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合はの原 とに利用する。(50戸法とのであっても小規模である。(50戸法とのである。) 3 高齢以上である。(50戸法とのであっても小規模である。) 3 高齢の要援護であってもい規模である。 4 供与期間は2年以内 1 費用は、実数住宅別内 1 費用は、大野貨産のであってまたのであってまた。 4 供与期間になり、共益料、 火災発主、大野貨産のであってまた。 1 対象によるによる。 2 はののでは、共益料、 大野貨産のであってまた。 2 はののでは、大野貨産のであってまた。 2 はのでは、大野貨産のである。 3 によりになる。 4 はのでは、大野貨産のでは、大野貨産のでは、大野貨産のでは、大野による。 1 対象によるのでは、大野貨産のでは、大野によるによる。 1 対象によるによるによるによるによるによるによる。 4 はのでは、大野によるによるによるによるによるによるによる。
				域の実情に応じた額とする こと。 2 供与期間は建設型仮設 住宅と同様。

救助の種類	対 象		費用	の	限度額		į	期間			備	考
炊き出しその 他による食品 の給与	1 避難所に収容された 者 2 住家に被害を受け、 若しくは災害により現 に炊事のできない者	1人以内		当たり) 1,160	円	災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が 限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該	地域に	こおけ	る通常の実	費	災害発 7日以	き生の日から 人内		輸送費、人件費は別途計上		は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床 上浸水等により、生活 上必要な被服、寝具、そ の他日用品等を喪失、 若しくは毀損等によ り、使用することがで	(10 発生)月~	·3月 をもっ	~9月) 冬)の季別は災 て決定する 節囲内	害	災害発 10日	生の日から 以内		当初	帯蓄物資の∙ □の評価額 見物給付に陥	画格は年度 引ること
	きず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	X	5.)	1人 世帯		2人 世帯	3人 世帯	4 世	人 帯 ——	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算
		全 全	壊 焼	夏	18,800	24	4,200	35,800	42,8	300	54,200	7,900
		流	失	冬	31,200	40	0,400	56,200	65,	700	82,700	11,400
		半半	壊 焼	夏	6,100	8	3,300	12,400	15,	100	19,000	2,600
		床上		冬	10,000	13	3,000	18,400	21,9	900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	治実2康3	材料、 i院又I	医療 す診療 軽報酬	用した薬剤 器具破損等 療所・・・国民 の額以内 頂以内	の	災害無	生の日から 以内		上	·····································	は、別途計
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要する状態にあ る者)	用し 2 助	た衛生)産婦(E材料 こよる	でる場合は、 1等の実費 3場合は、慣 なの 80 以内	行	分娩し 7日以	/た日から (内		妊婦 上	語等の移送費	は、別途計
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若 しくはこれらに準ずる 程度の損傷を受け、急 の資力により応きな い者 2 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	居室、炊事室及び便所等日常 生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しく は半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた 世帯 300,000 円以内		月法に策第常法項害れ以第2年 1 変に対応 2 次第に対応 2 次第に対応 2 次第の第2 次第 3 次第	生の日から (災集の日か策) (災条の名が策) (で、) (で、) (で、) (で、) (で、) (で、) (で、) (で、	基13843は第急置本項対条非同1災さ						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授業 で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以 内 小人(12歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象とな る。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する処 理(埋葬を除く。)をす る。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 2 死体の一時保存にドラ イアイスの購入費等が必要 な場合は当該地域における 通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に 障害物が運びこまれて いるため生活に支障を きたしている場合で自 力では除去することの できない者	市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たり の平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 金 職員等雇上費 (法第4条第 1項)	 被災者の避難に係る 支援 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号ま でに規定する者	災害救助法第7条第1項の 規定により救助に関する業 務に従事させた都道府県知 事等(法第3条に規定する 都道府県知事等をいう。) の総括する都道府県等(法 第17条第1号に規定する 都道府県等をいう。)の常 勤の職員で当該業務に従事 した者に相当するものの給 与を考慮して定める	救助の実施が認めら れる期間以内	時間外勤務手当及び旅費 は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な、費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	教助事務費21条にによりでは、1にもいいでは、100分の金額については、100分の金額についておりの金額についておりの金額についており、100分の金額については、100分の名の金額については、100分の名の金額については、100分の名の金額については、100分の名の金額については、100分の名の金額については、100分の名の金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分のの金額については、100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害 れる期間以内 を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

[※] この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、 救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

◆設備等に関する資料

12. 松茂町防災行政無線設備

松茂町防災行政無線設備について

松茂町の行政広報活動の円滑な推進によって住民福祉の向上に資するとともに、災害 その他緊急事項の通報連絡を迅速に行うことを目的とした防災行政無線設備を整備する。

町内各家庭及び各事業所に戸別受信機を配布するとともに、町内25箇所に屋外拡声子局を整備する。

屋外拡声子局

	
1	松茂町役場
2	長原ポンプ場
3	町道長原23号線
4	長原小学校
5	月見ヶ丘海浜公園入口
6	山の手自治センター
7	月見ヶ丘タウン児童遊園
8	松茂中学校
9	松茂幼稚園駐車場
10	向喜来緑地
11	松茂西部コミュニティ消防センター(第2分団)
12	広島丸須児童遊園
13	長岸コミュニティセンター
14	喜来小学校
15	広島北川向児童遊園
16	中喜来地区農事集会所
17	松茂ニュータウン2号公園
18	松茂ニュータウン1号公園
19	稲本みのり団地児童遊園
20	松茂中央公園
21	松茂東部コミュニティ消防センター(第5分団)
22	松茂工業団地松茂東部公園
23	満穂コミュニティセンター
24	町道福有13号線
25	環境センター

13. 無線局局名録

(1)消防関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市八万町	徳島市	眉山基地局	
11	鳴門市	鳴門市消防眉山基地局	
鳴門市瀬戸町	11	鳴門市消防基地局	
小松島市横須町	小松島市	小松島消防基地局	
阿南市辰己町	阿南市消防本部	阿南消防基地局	
海部郡美波町	11	阿南消防明神基地局	
徳島市八万町	名西消防組合	眉山基地局	
名西郡神山町	11	名西消防神山基地局	
那賀郡那賀町	那賀町消防組合	那賀消防本部基地局	
		大戸基地局	
		掛盤基地局	
		黒野田基地局	
海部郡美波町	海部消防組合	海部消防明神山基地局	
海部郡牟岐町	11	海部消防牟岐基地局	
海部郡海洋町	11	海部消防小谷山基地局	
		海部消防海南基地局	
板野郡北島町	板野東部消防組合	板野東部消防本部基地局	
板野郡藍住町	11	板野東部消防藍住基地局	
板野郡板野町	板野西部消防組合	板野西部眉山基地局	
吉野川市鴨島町	徳島中央広域連合	徳島中央消防本部基地局	
吉野川市山川町	11	美郷前進基地局	
美馬市脇町	美馬市	空野前進基地局	
美馬市木屋平	11	大北前前進基地局	
美馬市美馬町	美馬西部消防組合	美馬西部消防組合基地局	
	美馬市	美馬西部前進基地局	
美馬郡つるぎ町	美馬西部消防組合	美馬西部消防一宇基地局	
	美馬市	一宇前進基地局	
三好郡東みよし町	 みよし広域連合	みよし消防水の丸基地局	
	のより囚以建口	みよし消防本部	
三好市池田町]]	みよし消防三好基地局	
		みよし消防池田	
三好市山城町	11	みよし消防西	
三好市西祖谷山村	11	みよし消防後山基地局	
三好市東祖谷	11	みよし消防栂峯基地局	
		みよし消防祖谷	

(2)警察関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市万代町	警察庁長官	徳島本部固定局	超短波
徳島市中洲町	11	中央固定局	11
徳島市庄町	11	名西固定局	11
名西郡石井町	11	石井庁舎固定局	11
板野郡北島町	11	板野固定局	11
板野郡板野町	11	板野西庁舎固定局	11
鳴門市大津町	11	鳴門固定局	11
小松島市日開野町	11	小松島固定局	11
阿南市富岡町	11	阿南固定局	11
海部郡牟岐町	11	牟岐固定局	11
吉野川市川島町	11	阿波吉野川固定局	11
美馬市脇町	11	美馬固定局	11
三好市池田町	11	三好固定局	11
徳島市応神町	11	高速徳島固定局	11
美馬市脇町	11	高速脇町固定局	11
三好市井川町	11	高速池田固定局	11
鳴門市鳴門町	11	高速鳴門固定局	11
板野郡松茂町	11	本部免許固定局	11
板野郡松茂町	11	本部交機固定局	11
徳島市論田町	11	徳島機動隊固定局	11
徳島市寺島本町	11	鉄警徳島固定局	11
板野郡松茂町	11	徳島航空隊固定局	11
徳島市万代町	11	とくけい1901陸上移動局・携帯局	防災相互波を保有
徳島市万代町	11	とくけい1902陸上移動局・携帯局	11
徳島市万代町	11	とくけい1903陸上移動局・携帯局	11

(3) 国土交通省関係

所在地	免許人	無線局名	備考
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	対馬場
11	11	11	対貞光
美馬市美馬町	11	建設美馬基地局	
吉野川市鴨島町	11	建設鴨島固定局	対上板
11	11	11	対竜王
板野郡藍住町	11	建設藍住固定局	対徳島
板野郡松茂町	11	建設松茂固定局	対徳島
海部郡美波町	11	建設明神固定局	対 <u>高城山</u>
11	11	11	対日和佐
11	11	11	対長安
11	11	11 基地局	
美馬市美馬町	11	建設竜王固定局	対徳島
11	11	11	対新高松
11	11	11	対梶ヶ森
11	11	11	対丸亀
11	11	11	対鬼無
11	11	11	対鴨島
11	11	11	対貞光
徳島市上吉野町	11	建設徳島第2固定局	対鳴門
11	11	建設徳島基地局	
11	11	建設徳島固定局	対淡路
11	11	11	対上板
11	11	11	対藍住
11	11	11	対竜王
11	11	11	対松茂
11	11	11	対徳島県
11	11	11	対天ヶ津
11	11	11	対川内
阿南市領家町	11	建設那賀川固定局	対天ヶ津
11	11	11	
美馬郡つるぎ町	11	建設貞光固定局	対美馬
11	11	11	対竜王

三好市池田町	国土交通省	建設池田国道固定局	対池田
11	11	11	対馬場
11	11	建設馬場固定局	対池田国道
11	11	- 11	対国政
11	11	- 11	対美馬
11	11	建設馬場基地局	
三好市山城町	11	建設国政固定局	対馬場
11	11	11	対下名
11	11	建設下名固定局	対国政
11	11	// 基地局	
板野郡上板町	11	建設上板固定局	対徳島
11	11	11	対鴨島
鳴門市大麻町	11	建設天ヶ津固定局	対徳島
11	11	11	対高城山
11	11	11	対那賀川
海部郡美波町	国土交通省	建設日和佐固定局	対明神
11	11	ハ 第2固定局	対那佐第2
海部郡海陽町	11	建設那佐固定局	対内妻
11	11	11 第2固定局	対日和佐第2
11	11	11 基地局	
鳴門市瀬戸町	11	建設鳴門固定局	対徳島第2
鳴門市瀬戸町	11	建設鳴門基地局	
三好市池田町	11	建設池田固定局	対雲辺寺
11	11	11	対吉野川
11	11	11	対池田国道
三好市井川町	11	建設吉野川固定局	対池田
11	11	11	対高城山
11	11	11	対梶ヶ森
那賀郡那賀町	11	建設高城山固定局	対天ヶ津
11	11	11	対吉野川
11	11	建設長安口固定局	対明神

(4) 西日本電信電話株式会社関係

孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

(5)報道関係

所在地	免許人	種別	備考
徳島市寺島本町	日本放送協会	基地局	
徳島市中徳島町	四国放送(株)	11	
11	(社)徳島新聞社	11	
徳島市中洲町	(株)読売新聞社	11	
徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	11	

(6)海岸局関係

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海部郡牟岐町		牟岐海岸局	50	J3E 1778.5 2182 2394.5 2582	
				3340 KHz	
	徳島県		200	J3E 4360 4393 8719 8743 13107	
				13146 17311	
				17320 22741 22795 KHz	
	徳島県無線		50	J3E 1778.5 2182 2582	
	漁業協同組合			3340 KHz	
			200	J3E 4360 4393 8719 8743 13107	
				13146 17311	
				17320 22741 22795 KHz	
			1	A3E 27524 27836 26776 26840	
				26872 26888 26896 26928	
11		11		26944 27548 27556 27628	
				27644 27652 27660 27676	
				27724 27740 27748 27764	
				27780 27852 27884 27892	
				27908 27916 27932 27940	
				27956 27964 27980 27988 KHz	
			25	J3E 27338.5 KHz	
			6	H3E 27524 KHz	
—————————————————————————————————————	11	宍喰海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
	11	鞆浦海岸局	1	A3E 27524 27884 27956 KHz	
海部郡海陽町鞆浦			1	A3E 27524 27884 27956 KHz	山頂局
海部郡海陽町浅川	11	浅川海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡美波町日和佐浦	日和佐町漁業協同組合	日和佐海岸局	1	A3E 27524 27740 27908 KHz	
海部郡美波町木岐	徳島県無線漁 業協同組合	木岐海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
海部郡美波町港町	11	由岐海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	
海部郡美波町阿部	11	阿部海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
阿南市椿町	11	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908 KHz	
阿南市椿泊町	11	椿泊海岸局	1	A3E 27524 27852 KHz	
阿南市伊島町	11	伊島海岸局	1	A3E 27524 26928 KHz	
阿南市橘町	11	橘海岸局	1	A3E 27524 26776 27748 KHz	
阿南市中林町	11	中林海岸局	1	A3E 27524 27748 KHz	
小松島市和田島町	11	和田島海岸局	1	A3E 27524 27836 27956 KHz	
小松島市南小松島	11	小松島海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
徳島市津田町	11	徳島市海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	
鳴門市瀬戸町	11	北泊海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
鳴門市北灘町	11	北灘海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	

(7) アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部 支部長 吉田 稔(JA5NC 板野町) 防災・非常通信担当役員 滝口 豊(JA5ENN 徳島市)

市	局数	町	局数	町、村	局数
徳島市	935	勝浦町	61	松茂町	62
鳴門市	246	上勝町	35	北島町	85
小松島市	347	石井町	102	藍住町	125
阿南市	527	神山町	23	板野町	82
吉野川市	195	那賀町	234	上板町	60
阿波市	259	牟岐町	39	つるぎ町	86
美馬市	234	美波町	46	東みよし町	89
三好市	285	海陽町	133	佐那河内村	39

(「徳島県地域防災計画。令和2年10月」より参照)

14. 現有車両一覧表

<u>令和3年度各課公用車管理車種等</u>

所有課	<u>・・・・</u> 車両ナンバー	<u>車種</u>	種別	取得年月	取付機器
<i>п</i>					ממאונואם
	徳島 580 と 9071 徳島 500 も 8569	スズキ・アルト ホンダ・フィット	軽自動車 小型四輪自動車	2014年5月 2018年8月	
	徳島 580 ね 7252	スズキ・アルト(青パト)	小型四輪自動車	2018年	
	徳島 300 つ 9921	トヨタ・エスティマ	普通乗用車	2007年9月	 放送機器
	徳島 500 の 8520	トヨタ・アリオン	普通乗用車	2007年9月	以及公孩面
総務課	徳島 300 そ 6929	トヨタ・エスティマ	普通乗用車	2003年9月	放送機器
	徳島 500 ね 5020	トヨタ・フィールダー	普通乗用車	2016年11月	13.X.2.1/3.00
	徳島 580 ね 7252	スズキ・ハスラー	普通乗用車	2017年1月	
	徳島 300 ひ 6461	三菱・アウトランダー	普通乗用車	2020年	
	徳島 200 さ 822	トヨタ・コースター	大型乗用車	2018年	
	徳島 480 さ 2780	スズキ・アルト	普通乗用車	2017年6月	
税務課	徳島 500 も 8570	ホンダフィット	普通乗用車	2018年8月	
	徳島 480 き 7211	三菱・ミーブ	電気・小型貨物	2012年2月	
産業環境課	徳島 400 そ 6374	イスズ・ダンプ	小型貨物	2017年2月	
	徳島 300 そ 6901	トヨタ・プラド	普通乗用車	2003年6月	
	徳島 430 さ 5934	日野・ダンプ	小型貨物	2012年2月	
環境センター	徳島 480 き 7214	三菱・ミーブ	電気・軽自動車	2012年2月	
環境 ピノグー	徳島 480 き 7215	イスズ・ダンプ		2012年3月	
	徳島 41 あ8336	三菱	軽自動車	2001年7月	
	徳島 40る4271	スズキ・キャリィ	軽自動車(浄水場)	1999年5月	放送機器
	徳島 400 た 25	トヨタ サクシード	普通乗用車	2019年	
	徳島 400 す 4508	トヨタ・プロボックス	軽自動車	2004年5月	
上下水道課	徳島 480 す 4313	ダイハツ・バン	軽自動車	2019年	
	徳島 480 う 9562	スバル・サンバー	小型貨物	2008年5月	
	徳島 400 た 1610	イスズ・ダンプ	小型貨物	2020年	放送機器
	徳島 100 す 2304	日野・デュトロ	小型トラック	2018年	
	徳島 480 あ 3753	ススギ・キャリィ	小型貨物	2005年5月	
建設課	徳島 480 き 7212	三菱・ミーブ	電気・軽自動車	2012年2月	
	徳島 400 せ 9568	トヨタ・プロボックス	小型貨物	2012年5月	
住民課	徳島 580 さ 4445	スズキ・アルト	軽自動車	2009年11月	
福祉課	徳島 580 た 8467	スズキ・アルト	軽自動車	2012年5月	
	徳島 580 た 8466	スズキ・アルト	軽自動車	2012年5月	
	徳島 500 も 8572	ホンダ・フィット	小型四輪自動車	2018年8月	
教育委員会	徳島 500 め 9506	ダイハツ・ブーン	小型四輪自動車	2017年6月	
	徳島 480 き 7213	三菱・ミーブ	電気・軽自動車	2012年2月	
	松茂町 ほ 1985	ホンダ・スーパーカブ	原動機付自転車	2007年7月	
給食センター(総合体育館・第二体育館含む)	徳島 100 さ 8971	イスズ・エルフ	小型貨物自動車(給食配送)	2012年3月	
NO 07-11-000/	徳島 580 た 8467	スズキ・アルト	軽自動車	2012年5月	
地域句任士伝わいり	徳島 500 も 8571	ホンダ・フィット	小型四輪自動車	2018年8月	
地域包括支援センター	徳島 480 う 1422 徳島 580 の 2218	ススギ・アルトバン	軽貨物自動車	2007年5月	
₩ 孝帝	徳島 580 の 2318 徳島 480 A 0752	ダイハツ・ミライース	軽自動車	2016年8月	
図書館 歴史民俗資料館	徳島 480 う 9752 徳島 100 す 3447	スズキ・アルト トヨタ・ハイエース	性自動車 小型貨物自動車	2008年5月	
延天 区 位 貝 科 比	徳島 583 い 3681		電気・軽自動車	2020年	
保健相談センター	徳島 583 (7308)	三菱・i ミーブ ダイハツ・ミライース	軽自動車	2011年7月	
 チャレンジ課	徳島 480 す 6001	スズキ・軽トラック	軽自動車	2010年8月	
ノャレノン味		ヘヘイ・牡 ドノツン	料日到年	20194	

◆津波対策・水防等に関する資料

15. 重要水防区域

(「令和3年度徳島県水防計画」より参照)

	収容能力 (人)	17	260	108 968 (260) 115 394 (610) 209	445 60 243	241	(241)	1,937 (241) (315)	(108) (968) (115) (209) (394)	(108) (968) (209) (304)	(108) (968) (115) (209) (394)	(241) 315)内は重複人数
危険な場合の措置	避難場所	徳島県運転免許センター	松茂町総合体育館	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町総合体育館 松茂町老人福祉センター 松茂町名人福祉センター 松茂町第代段相談センター 松茂町第二大衛館 松茂町第二大衛館 松茂町等了香度	喜来小学校 JA大津·松冼長岸梨選果場 (株)NMv 本社工場	長原小学校 松茂町津波防災センター	П	松茂小・中学校 長原小学校 松茂町津波防災センター 特別養護老人ホーム和光園	松茂町保険相談センター 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町地域子育て支援センター 津波防災センター・中央庁舎	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町子育て支援センター 松茂町子育て支援センター 松茂町保険相談センター	11	長原小学校 松茂町津波防災センター	
	担当水防団 及び人数 (人)	第5分団 19	 (19)	第1分回 20 第2分回 19 第5運回 (19)	第1分回 (20) 第2分回 (19)	第4分回 (19)	(19)	第3分回 21 第4分回 19	第2分回 (19)	第2分団 (19)	(19)	第4分団 (19)	
	住民数(人)	0	360	(1,864)	(1,287)	763	(292)	(1,769)	(632)	(472)	(632)	(200)	
関係区域	戸数(戸)	0	172	(834)	(515)	346	(346)	(802)	(265)	(224)	(265)	(150)	
	地区名	豊久	中喜来福	场 (4) 中心 (4) 电影	長中広 漂 来島	長原	11	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	可	母	口	長原	
以無	水防対策工法	_	工ぐの工学	横上のうエ ニ		積土のうエ	11	現状監視 /Vベラット部 積土のうエ	現状監視 /ベラット部 捨土のう工 積土のう工	積土のう工	11	11	
	種別	工作物(陸閘)	堤防漏水	松 花 花	遊次 越次 工作物(橋梁) 二 超次	工作物(陸間)	11	越水 堤防漏水 工作物(陸閘) 越水	越水 洗掘 工作物(陸閘)	堤防高	11	洗掘	
対対	要(m)	陸閘				陸閘	11	陸電	陸閘				
重要水防区域	B(m)		08	1,630	930			960	400	400	1,100	130	
	A(m)			说	735 展帯 広島 酸水 能次			超水					
	延長(m)	1箇所	08	1,630	1,665 3箇所 2箇所 1箇所	1箇所	11	960 11億所 2億所	400	400	1,100	130	
	場所	豊久	中喜来福	场 (4) 中型 (4) 电弧光线 (4) 电弧光线 (4) 电弧光线 (4) 电弧线线 (4) 电线 (4	長中広 章 洋来島	長原	11	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	A	母	日	長原	
五光光	管理団体	松茂町	11	=	11	11	11	=	=	11	II.	11	
河川名	が出場が出場である。	旧吉野川 右岸	11	=	旧告野川左岸	今辺川 左岸	11			體一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	黟 左 岸	長原漁港	

16. 重要な水門・樋門

河川名	7.	Q	JUK.	所在地	門扉形状		機	機能	并胜城	##	
	小77・他75	ō.	田	仆	寸法 縦×横 (m)	連数	何製扉	何式	自注自	1 v 改建船が	:#6元 (1EL <i>)</i>
旧号野川	部口欧川福呈8	樋門	松茂町	米量中	7.30×25.00	9	鍋數	ローラーゲート	独立行政法人水資源機構	独立行政法人 水資源機構	(088) 665-1435
11	種類	11	11	11	2.00×3.50	2	11	手動スピンドル	松戏巴	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
11	喜来地区第1号	=	11	11	3.60×5.00 3.60×2.50	− 0	11	ローラーゲートスルースゲート	11	松茂町 (建設課)	(088) 699-8718
11	伊沢裏排水	11	11	11	2.40×1.60 3.60×1.60	7 -	11	ローラーゲート	11	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
11	豊久	11	11	豊久	2.50×3.00	4	11	11	11	松茂町 環境センター	(088) 699-5934
11	当	11	11	長岸字上ノ超	1.70×1.00	1	11	電動ラック式(単動)	国土交通省	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
⇒ ₩	長原	11	11	長原	2.05×2.0	1	ステンレス製	ローラーゲート(手動)	松茂町	松茂町 (建設課)	(088) 699-8718
11	笹木野	11	11	笹木野	2.75×2.50	~	11	ローラーゲート(電動)	11		11
旧号野川	九須	水門	11	広島丸須	6.20×5.50	1	鍋	電動ラック式(連動)	国土交通省	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
今切III	照	樋門	11	距	1.60×2.60 1.60×1.80	~ ~	11	ローラーゲート	松茂町		11
1	祖	11	11	口	2.00×2.00	~	``	ローラーゲート(電動)	11		11
11/6/6/	99	開開	11	11	6.00×3.50	2	11	電動ラック式	独立行政法人水資源機構	独立行政法人 水資源機構	(088) 665-1435
大谷川	大谷川	水門	11	米量中	5.37×16.00	8	11	電動式	徳島県(河川整備課) (松茂町への委託)	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
									씏 」)	和3年度徳島県	(「令和3年度徳島県水防計画」より参照)

17. 排水機場

		3714	934						3718			3714)温)
	がらって (100)	(088) 699-8714	(088) 699-5934	11	11	11	11	11	(088) 699-8718	11	11	(088) 699-8714	(防計画」より参
果 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1、衣建临九	松茂町 (産業環境課)	松茂町 環境センター						(番瓷器)			松茂町 (産業環境課)	(「令和3年度徳島県水防計画」より参照)
并且	官评台	松茂町	11	11	11	H	11	11	H	11	11	徳島県(河川整備課) (松茂町に管理委託)] () ()
	台 数	~ ~	w w ८/	~ ~	←	2	2	~ ~	22	0.4	22	2	
機能	出力	2.8m3/S 2.5m3/S	0.417m3/S 2.08m3/S 2.45m3/S	2.5m3/S 1.5m3/S	2.0m3/S	0.25m3/S	0.33m3/S	2.0m3/S 0.7m3/S	0.167m3/S 2.1m3/S	0.5m3/S 2.42m3/S	0.5m3/S 1.75m3/S	2.0m3/S	-
	22	100PS 80PS	30KW 160PS 195PS	110KW 75KW	100PS	37KW	18.5KW	70PS 25PS	22KW 350PS	37 KW 200PS	37KW 150PS	75KW 150PS	
	□径 <i>φ</i> (mm)	1,200	400 1.350 1.000	1,000	1,000	350	400	1,000	300	1,000	900	1,000	
以上水位又は運転	開始水位 (m)	TP+0.370	TP+0.500	TP+0.392	TP±0			TP-0.200	TP-2.650	TP±0.000	TP±0.000		
ETR	臣	米量中	豊久	中喜来	11	四回	11	卸	長原	笹木野	四回	中喜来	
所在地	ED.	松茂町	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
38 \$\lambda\$	3.场石	排水機場	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
† † 7 7	乔小微场	伊沢裏	豐久	中喜来	出	米量小	蔵野	里	長原	笹木野	四四	大谷川	
河川名	神子や 港湾名	川番呈田	11	11	11	11	11	今切III	11	11	11	大谷川	
							_ 00 _						

18. 德島小松島港台風• 津波災害防止措置実施要領等

徳島小松島港台風•津波災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・ 津波災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波災害防止措置)

第2条 台風、発達した低気圧による暴風及び暴風雪(以下「台風等」と記す。) に関する対応は別表1のとおりとする。 また、津波及び南海トラフ地震臨時情報に関する対応は、別表2のとおりとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第3条 事務局から別表3のとおり連絡する。

(避泊位置の通報)

第4条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。 通報要領は別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第5条 避泊した船舶は、当直員(船橋当直・無線当直等)を配置し、無線(国際VHF 16 ch)の常時聴取及び船舶電話等、通信手段を確保する。 また、AIS搭載船舶はAIS常時作動を確認する。

(流出時の報告)

第6条 陸上にあるコンテナ、木材その他海上に流出し船舶交通の妨げとなるおそれのある物件 (以下「コンテナ等」という。)の管理者等は、コンテナ等が流出したときは、速やかに港 長に通報する。

(第五管区海上保安本部長の勧告)

第7条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会における協議の結果、第五管区海上保安本部長が、 海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき勧告した場合 の対応は別表1のとおりとする。

(南海トラフ地震臨時情報)

第8条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合の対応は別表5のとおりとする。

なお、第2条に基づく勧告が発出されている間は、同勧告による対応のとおりとする。

徳島小松島港台風•津波対策委員会規約

(名称)

第1条 本委員会を徳島小松島港台風・津波対策委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、徳島小松島港における台風・津波による船舶等の災害を防止し、もって港内 の安全確保に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な 措置を決定する。
 - (1) 台風・津波影響予測に関すること
 - (2) 台風・津波の来襲が予測される場合の入出港船舶および在泊船舶の動静に関すること
 - (3) 台風・津波災害防止に必要な措置に関すること
 - (4) その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること

(決定事項の処理)

- 第4条 委員会は、決定した事項を徳島小松島港長(以下「港長」という)に具申する。
 - 2 委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体に速やか に通報し、その実施を推進する。

(委員等)

- 第5条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。
 - 2 委員は、関係団体の業種別グループのうちから各1名程度とし、別添のとおりする。
 - 3 オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者をもって充てる。
 - 2 委員長は、議事その他会務を統括する。
 - 3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が必要と認めたとき 又は、港長の要請があったとき召集する。

(常任委員会)

- 第8条 委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて常任委員会を召集し、第3 条に掲げる事項について検討することができる。
 - 2 常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。

3 常任委員会の決定事項は、委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(委員等の任期)

第9条 委員の任期は3年とし、留任を妨げない。

(規約改正)

第10条 この規約を改正する場合は、委員の過半数の承認を得なければならない。

(実施要領の制定等)

第11条 この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波災害防止措置実施要領を定め。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附則

昭和44年8月5日施行

昭和63年10月1日改正

平成16年8月2日改正

平成19年4月1日改正

令和元年6月17日改正

令和3年6月30日改正

台風等災害防止対応表

体制区分	台風等の状況	措置
第 1 体制	台風等が四国東部、紀伊 水道に接近するおそれ がある場合 (※注意1)	(1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整え、必要に応じて係留強化するまた、錨泊船舶は「走錨は起こりうる。」との前提に立ち、錨泊当直者の増員のほか錨鎖の延長、錨泊方法の変更等の走錨防止措置を実施する (2) 荷役中の船舶は、荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・工事作業については、中止基準を遵守する (3) 在港船舶は、避難海域の選定、避難及び転錨等の時期、その他航行安全上必要な対策を速やかに検討する (4) コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を準備する
第2体制	台風等が徳島県に接近する公算が極めて大きい場合、或いは重大な災害が発生するおそれが場合 (※注意2)	(1) 在港船舶及び入港予定船舶は、速やかに安全 な場所に避難し、万全の措置をとる(2) コンテナ等の管理者は、台風等による高潮に よりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、 固縛、その他必要な流出防止措置を講じる
解除	台風等の影響圏外になった場合	(※注意3)

備考

- ※注意1 台風については、徳島県が強風域の圏内に入るおそれがある場合をいう (台風来襲予想の概ね2日前から前日)
- ※注意2 台風については、徳島県が暴風域の圏内に入るおそれがある場合をいう (台風来襲予想の概ね前日から当日)
- ※注意3 漂流物等により港の一部区域が 航行が制限されることがあるので注意すること その他 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の協議事項に関する勧告を第五管区海上保安本 部長が発出した場合、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

津波災害に対する体制区分、措置内容

				港内	岸 船(口:船舶対応、	〇:乗組員等の人命対応を示す。)		第九行船	
1	新玩 书 好 等 公 等 是 等 是 等 是 等 是 等 是 等 是 等 是 等 是 等 是	発される洋波の高さ (巨大地観の場合は)	津波来襲まで	大型船、中型船	中型船(漁船を含む)	小型船	(神) (本) (本) (本)	大型船、中型船	小型船
	/#/X == FR • / L./3/ FR == 0.7/ # 5/8	「巨大」や「高い」で 発表される)	の時間的余裕	危険物養載船	一般船舶 (荷役・作業船含む)	(プレジャーボート、 小型漁船等)		(漁船を含む)	(プレジャーボート、 小型漁船等)
			Ī	□ 荷役中止	口荷役中止	ı	機関使用		雑気で無
	1	H K) #	〇 陸上避難又は船内避難	〇 陸上避難又は船内避難	〇 陸上避難			パピット、匹夫氏
	発表と	10m超、10m、5m	有り	口荷役中止・港外避難	口荷役中止・港外避難	□ 陸揚げ固縛又は係留強化 (場合によっては港外避難)	港外避難	港外避難	港外避難・着岸のうえ 陸上避難・係留強化又
単波第2体制				I	I	羅恩丁勒 〇			は陸揚げ固縛
			#	口荷役中止	口荷役中止	I	機関使用		## 12 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14
	穿	í lo) £	〇 陸上避難又は船内避難	〇 陸上避難又は船内避難	一位 陸上避難			/0.7.CE/AE
	非 汉朝 投	L CE	有り	口荷役中止・港外避難	口 荷役中止・港外避難 (場合によっては係留強化)	口 陸揚げ固縛又は孫留強化 (場合によっては港外避難)	排紐外部	港外避難	港外避難・着岸のうえ 陸上避難・係留強化又
				I	〇船內避難	難避工鞄 〇			は陸揚げ固縛
津波第1体制	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確	(巨大地震発生時は		口荷役中止・係留強化又は	口荷役中止・係留強化又は港		脚軟瀕惡′收解	港外避難準備	弘、召集十二人李、田十二甲军
	保、係留強化等津波対策に留意する。)	高さの発表なし) 1m		港外遊難準備	外避難準備	口 陸揚げ固縁又は孫蹓強化	(場合によっては港外避難、機関使用)	(場合によっては港外避難)	年後に回帰入のでが発業又は係留強化
灌	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った 場合、「強雑動社」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認される寺 での間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航台禁止」 が発動される場合がある。	7は津波警報から津波注意 7後の港内の水路の安全が 7勧告」、「航行制限」、		事業者側で予め 対応マニュアルを作成	事業者側で予め 対応マニュアルを作成	平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分津返に対応できる海域が港外に存 在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港 外避難でも可	締地として使用されている海域のうち達及発生時に流速が 域のうち達及発生時に流速が 速くなる可能性の高い海域を 予め調査しておく		

: 海波蘭報が発わられた時点から議職に襲する十分な時間(他街を港外設職、陸勝可回海等の安全な技能に置く来で)が無い場合 : 海波蘭報が発わられた時点から議職に襲する十分な時間(他的を港外設職、陸勝可回海等の安全な状態に置くまで)が有る場合 船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、東組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の飛出防止、危険物の安全指置を取る。 8.胎の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合。自能の船均下溢離する。可能な限り船舶の流出防止、危険制の安全指置を取る。 : ブレジャーボート、連形等のうち、港内において陸揚げてきる점袋の船舎(造船所での陸揚げは名きない)をいう。 : 大型船及び小型船込みの船舶をいう。 : タブボート等の補別部、パイロットを必要とし単独での出港が困難な場配をいう。 : 部外の水保が深く、十分広い部域、沖色いに過離する。 ・路しももの体的で、国際が行うの抗出形式にの前離を取る(機関控制等地的)。 ・カング・一十一十、地帯等のい型総な範囲でし、海水等により海上に近出しないよう回車する。 ・活むした状態で最高を抱め、必要に下の「Cを知るられ」により浄泉の12億4であ。 無しの言 【津波来襲までの時間的余裕】 [〇:乗組員等の人命対応] 陸上避難 [口:船舶対応] 港外避難 祭留強化 陸場げ固縛 機関使用 船内避難 小型器 中型器 大型器

【南海トラン治機臨時情報に基立へ船舶の対応】 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に基づへ船舶の対応については、別添「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」のとおりとする。

「南海トラフ地震臨時情報に基づく「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」「(注意喚起)南海トラフ地震注意」を発表している期間中にあっても、気象庁から「大津政警報」「津波警報」「洋波注意報」が発表された場合は、「津波第1体制」又は「津波第2体制」に切り換 「津波第1体制」及び「津波第2体制」を勧告している場合は、これを優先する。両体制解除後は、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に基づき「(勧告)南海トラブ地震響視域化」「(注意喚起)南海トラブ地震注意」に切り替わる ÷ % ₹ ← 0 10

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法
注意喚起 (南海トラフ 震臨時情報 ((巨大地震 戒又は注意)	- Fネット又は) 電話 警	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統(以下「連絡系統」という)に基づいて通知する。
第一体制	Fネット又は 電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
(津波第一体制)	旗りゅう信号 (津波、台風 等)	国際信号「ND」(津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。)又は「YD3」(風は、強くなる見込みである。)を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
	Fネット又は 電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
第二体制	旗りゅう信号 (津波、台風 等)	国際信号「ND」(津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。)又は「VL」(台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。)を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
解除	Fネット又は 電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
注意 起を く		国際信号「UN」(貴船は、直ちに入港してよい。)を巡 視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

- ※ 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に基づく勧告は「連絡系統」に基づいて通報する。
- ※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意情報)に基づく勧告又は注意喚起に ついても「連絡系統」に基づいて通報する。
- ※ 連絡手段が「Fネット又は電話」の場合、平日の昼間(O9OO~17OOの間)は、Fネット、 それ以外の日時又はFネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。 津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先:徳島小松島港長 1 船名
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	2 投錨時刻 3 投錨位置 (緯度経度又は著名物標からの方位、距離)
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項

南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表

1 (勧告)南海トラフ地震警戒強化

発出の基準・時期	措置内容
	①在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること
	・ 避難に必要な支援体制の確保に係る確認
	• 岸壁管理者の対応の確認
南海トラフ地震臨時情報(巨大	• 荷主企業等の対応の確認
地震警戒)が発表された時(発	• 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
表から約1週間)	・ 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること
	②自主的な避難行動をとること
	・ 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

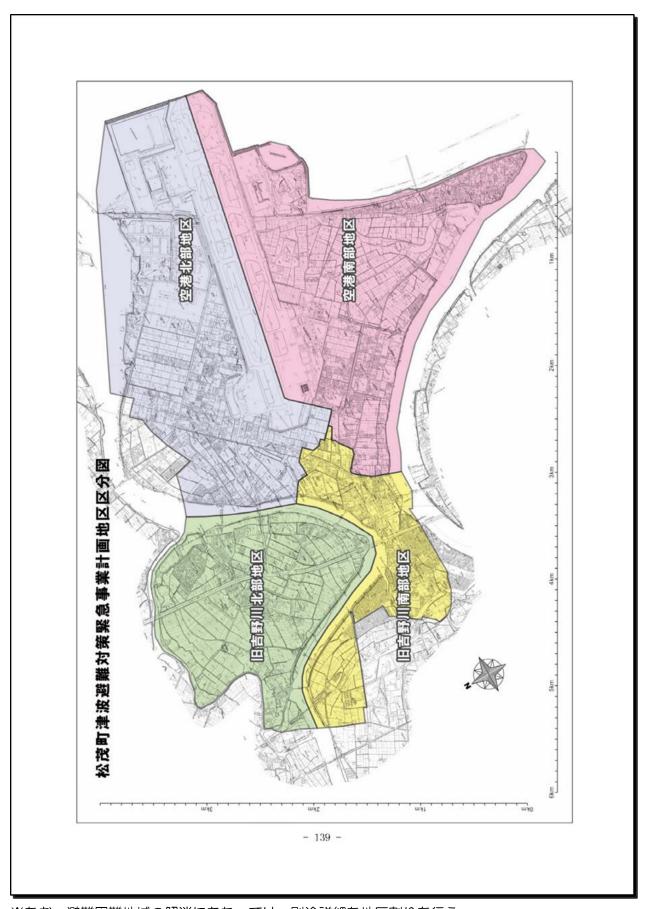
2 (注意喚起)南海トラフ地震注意

発出の基準・時期	措置内容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された時(発	・ 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること
表から約1週間)	・ 連絡系統、退避方法、避難海域の確認を行うこと

3 その他の南海トラフ地震臨時情報

発出の基準・時期	留意事項
・ 調査中(先発地震が発生し、又はゆっくりすべりを観測した時) ・ 調査終了(巨大地震警戒・注意)のいずれの発表条件を満たさなかった時)	• 今後の気象庁の発表に留意すること

19. 松茂町津波避難対策緊急事業計画地区区分図



※なお、避難困難地域の解消にあたっては、別途詳細な地区割りを行う。

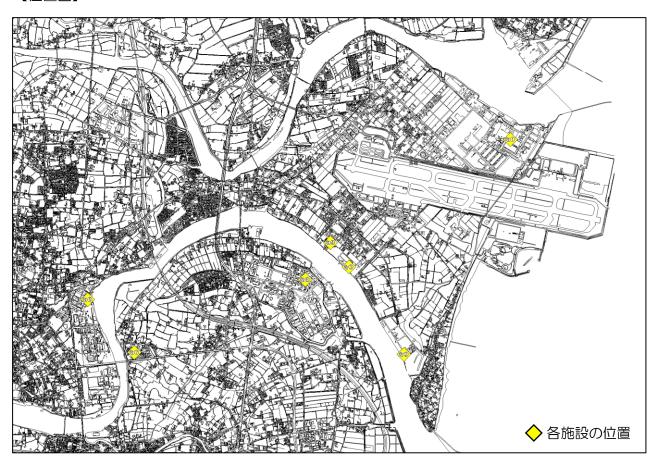
◆危険物等に関する資料

2O. 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

令和3年4月1日現在

No	事業所名	所在地	備考
危①	大塚化学㈱松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓 139の 40	
危②	徳島県漁業協同組合連合会長原油槽所	板野郡松茂町豊岡字芦田鶴地先	
危③	海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町笹木野字八山開拓 27番地	
危 ④	藤田商事(株)	板野郡松茂町笹木野字八山開拓 158番地 1	
危⑤	四国化成工業㈱徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須 1番地	
危 ⑥	大塚化学㈱徳島工場	徳島市川内町加賀須野 463-1	
危⑦	新日本理化㈱徳島工場	徳島市川内町榎瀬 1番地の 1	

【位置図】



21. 高圧ガス大量保有事業所一覧表

(1)第一種製造者

① 一般

令和2年7月1日現在

.				市和と中では日本
No	事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
G1	大塚化学(株)松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓 139-40	088-699-7980	酸素 ,窒素
G2	(株)大塚製薬工場松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓 139-1	088-699-5677	窒素 ,炭酸ガス
G3	海上自衛隊 第202整備補給隊	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	088-699-5111	炭酸ガス ,空気 ,窒素 ,ヘリウム
G4	三洋電機(株)エナジー徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓 139-32	088-699-3434	窒素 ,天然ガス
G5	大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野 463	088-665-1516	窒素,炭酸ガス
G6	大塚食品(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野 463-55	088-665-8480	窒素 ,炭酸ガス
G7	大塚製薬(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野 463-10	088-665-2126	窒素 ,フルオロカーボン 22
G8	大塚製薬(株)徳島第二工場	徳島市川内町平石夷野 224-18	088-665-2126	窒素 ,炭酸ガス
G9	シオノギファーマ(株)	徳島市川内町平石夷野 224-20	088-665-2312	酸素,窒素
G10	新日本理化(株)徳島工場	徳島市川内町榎瀬 1-1	088-665-0321	水素 ,アンモニア ,メタノール【休止中】, DMCD
G11	東亜合成(株)徳島工場	徳島市川内町中島 575-1	088-665-2111	塩素 ,窒素 ,塩化水素 ,天然ガス ,フルオロ カーボン 404A
G12	富田製薬(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野 463-14	088-665-2761	炭酸ガス
G13	日亜化学工業(株)徳島工場	徳島市川内町平石夷野 224-20	088-665-2311	窒素
G14	日清紡ペーパープロダクツ(株)徳島事業所	徳島市川内町中島 635	088-652-9171	天然ガス ,窒素
G15	四国化成工業(株)徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須 1	088-698-4111	酸化エチレン ,塩素【休止中】 ,窒素 ,アンモニア ,フルオロカーホ ″ン 22

② 液石、貯槽設置

令和2年7月1日現在

					は他と牛1万1日が圧
No	事業所名	所在地	電話番号	主要貯蔵設備	備考
G4	三洋電機(株)エナジー徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	貯槽(20t)	
G16	四国ガス燃料(株)徳島営業所	板野郡松茂町笹木野字八山開拓23	088-699-3811	貯槽(50t,30t)	充填所、移動式製造設備
G17	日鉄鋼管ファインチューブ(株)	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-17	088-699-5211	貯槽(15t)	
G18	高山産業(株)徳島工場	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158	088-699-2952	貯槽(30t)	
G19	藤田商事(株)徳島充填所	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158-1	088-699-6122	貯槽(20t,15t)	充填所、移動式製造設備
G20	(株)ホームエネルギー四国徳島センター	板野郡松茂町満穂字満穂開拓472	088-699-5237	貯槽(20tx3)	充填所、移動式製造設備
G5	大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	貯槽(20t,10t)	

③ 冷凍

令和2年7月1日現在

No	事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力(トン/日)
G6	大塚製薬(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463番地10	088-665-2126	59.2
G7	大塚食品(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-55	088-665-8480	157.44
G26	大鵬薬品工業(株)徳島工場	徳島市川内町平石夷野224番地2	088-665-1121	779.04
G8	大塚製薬(株)徳島第二工場	徳島市川内町平石夷野224番地18	088-665-2126	63.00
G4	三洋電機(株)エナジー社徳島工場	松茂町豊久字豊久開拓139番地32	088-694-3434	58.8
G15	四国化成工業(株)徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須 1	088-698-4111	24,426.40

(2)第一種貯蔵所

令和2年7月1日現在

No	事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
G21	(株)大阪特殊鋼管製造所徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-13	088-699-5511	液化酸素
G4	三洋電機(株)エナジー徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	液化アンモニア
G12	富田製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-14	088-665-1761	液化石油ガス

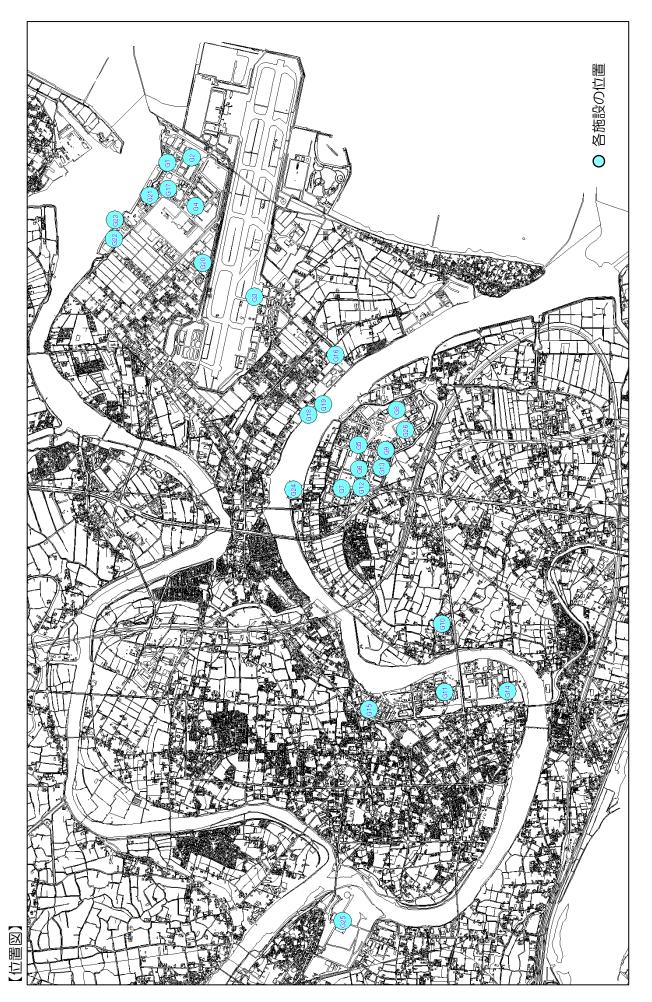
(3) 特定高圧ガス消費者

令和2年7月1日現在

No	事業所名	所在地	電話番号	高圧ガスの種類
G21	(株)大阪特殊鋼管製造所徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-13	088-699-5511	液化酸素
G22	(株)大阪特殊鋼管製造所徳島第二工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓500-11	088-699-7405	液化酸素
G1	大塚化学(株)松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40	088-699-7980	液化酸素
G4	三洋電機(株)エナジー社徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	液化天然ガス
G17	日鉄鋼管ファインチューブ(株)	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-17	088-699-5211	液化石油ガス
G23	ライトン(株)徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓500-11	088-699-4411	液化石油ガス
G5	大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	液化塩素、液化アンモニア、液化石油ガス
G24	神例造船(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野77	088-665-1313	液化酸素
G11	東亜合成(株)徳島工場	徳島市川内町中島575-1	088-665-2111	液化塩素,液化酸素
G12	富田製薬(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-14	088-665-2761	液化石油ガス
G13	日亜化学工業(株)徳島工場	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2311	液化塩素
G15	四国化成工業(株)徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1	088-698-4111	液化塩素
G25	大鵬薬品工業(株)北島工場	板野郡北島町高房字居内1	088-657-4650	液化石油ガス

※記載事項について

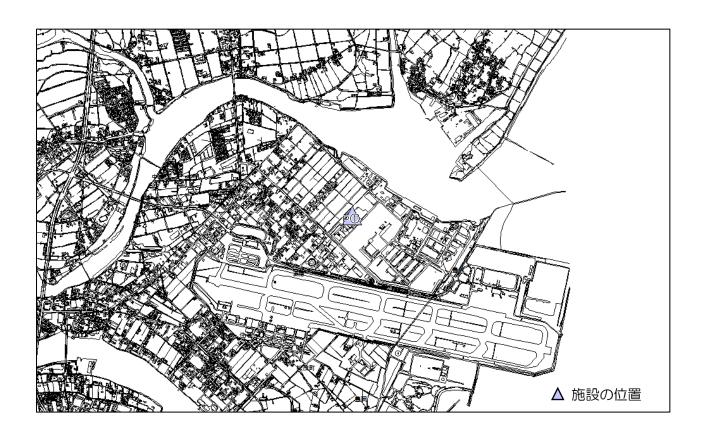
- 注1 「第一種製造者」、「第一種貯蔵所」、「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は,高圧ガス保安法による。
- 注2 「一般」、「液石」及び「冷凍」は、それぞれ一般高圧ガス保安規則,液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。
- 注3 「一般ガス事業者」の用語の定義は、ガス事業法による。
- 注4 この一覧表は、県内の高圧ガス関係事業所のうち、処理能力または貯蔵能力の大きいものを 記載した。



22. 毒物・劇物製造所一覧表

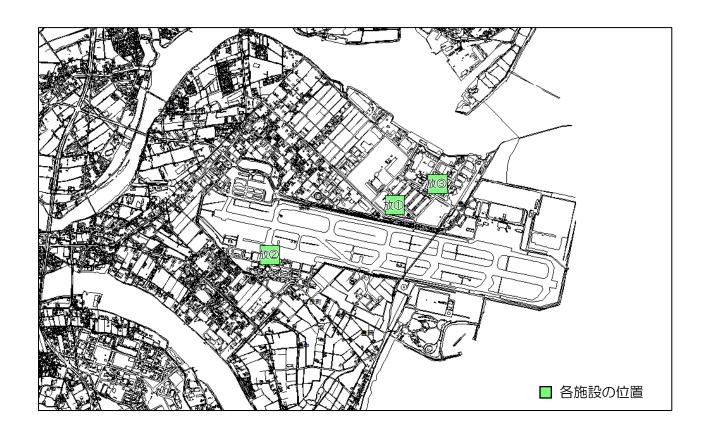
令和2年6月30日現在

No	事業所名	所在地	保有主要品目名
P①	NTT-AT クリエイティブ(株)	中喜来福有開拓308-6	2-ブテニルテトラメチレン、 スルフォニウムヘキサフルオロアンチモネート、 フェノール、クレゾール、 アクリルニトリル、 3-(アミノメチル)ベンジ、ルアミン、 3・6・9ートリアザウンデカンー1、 11-ジアミン、エタンー1、2-ジアミン、 N-N'ービス(2-アミノエチル)、 エタンー1・2-ジアミン

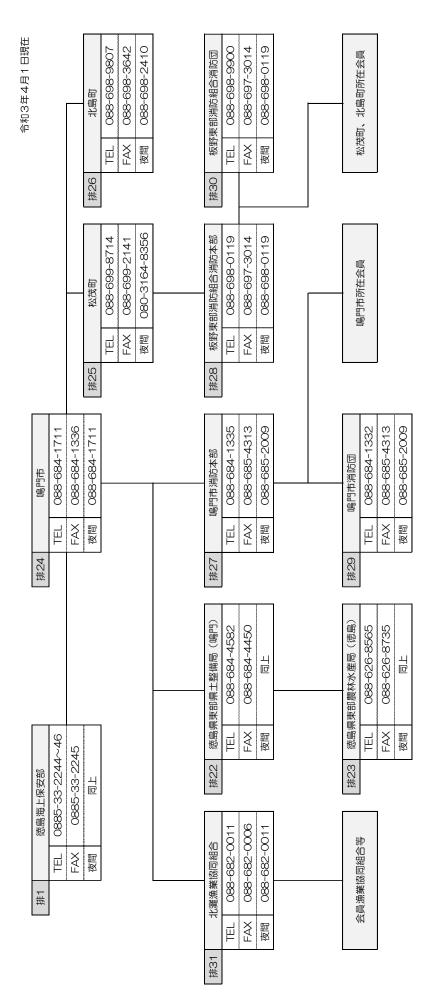


23. 放射性同位元素保有事業者一覧表

No	事業所名	所在地	備考
放①	三洋電機(株)エナジー徳島工場	豊久139-32	
放②	陸上自衛隊第14旅団第14飛行隊	住吉宇住吉開拓38	
放③	株式会社 大塚製薬工場松茂工場	豊久字久開拓139-1	



24. 徳島県排出油等防除協議会鳴門地区情報伝達図



◆協定・条令・様式その他

25. 松茂町防災会議条例

○松茂町防災会議条例

昭和37年9月29日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、松茂町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 松茂町地域防災計画を作成し及びその実務を推進する。
 - (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1)指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命するもの
 - (2) 徳島県の知事部局の職員のうちから町長が任命するもの
 - (3) 徳島県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4)町長がその部内の職員のうちから指名するもの
 - (5)教育長
 - (6) 消防団本部役員のうちから町長が任命するもの
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
 - (8)海上自衛隊及び陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組識を講成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10)前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者
- 6 前項委員の定数は、30名以内とする。
- 7 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とし、第5 項第7号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の 残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、松茂町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成7年条例第17号)

この条例は、平成7年8月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

松茂町防災会議委員名簿

令和4年2月現在

町条例 第3条 第5項	機関名	職名
会長	松茂町	町長
第1号	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所	所長
第1号	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 徳島国道出張所	所長
第1号	国土交通省 大阪航空局 徳島空港事務所	所長
第1号	気象庁徳島地方気象台	次長
第1号	海上保安庁 徳島海上保安部	部長
第2号	徳島県東部保健福祉局	局長
第2号	徳島県東部農林水産局	局長
第2号	徳島県東部県土整備局(鳴門担当)	副局長
第3号	徳島板野警察署	署長
第4号	松茂町	副町長
第5号	松茂町	教育長
第6号	板野東部消防組合消防本部	消防長
第6号	板野東部消防組合消防団	副団長
第6号	板野東部消防組合消防団	副団長
第7号	日本赤十字社 徳島県支部	事業推進課長
第7号	西日本高速道路株式会社 四国支社 徳島高速道路事務所	所長
第7号	西日本電信電話株式会社 徳島支店	支店長
第7号	四国電力送配電株式会社 徳島支社	総務部長
第7号	独立行政法人水資源機構 旧吉野川河口堰管理所	所長
第8号	海上自衛隊 徳島教育航空群	運用幕僚
第8号	陸上自衛隊 第15即応機動連隊 第3普通科中隊	第3普通科中隊長
第9号	松茂町自主防災組織連絡協議会	会長
第10号	一般社団法人板野郡医師会	会長
第10号	社会福祉法人松茂町社会福祉協議会	会長
第10号	松茂町民生委員児童委員協議会	会長
第10号	松茂町女性の会	会長
第10号	松茂町建設業災害時応援協定団体	西地区担当班長
第10号	松茂町建設業災害時応援協定団体	東地区担当班長

26. 松茂町災害対策本部条例

○松茂町災害対策本部条例

昭和37年9月29日

条例第8号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、松茂町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その総務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

- 第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。 附 則
- この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

27. 徳島県災害時相互応援連絡協議会運営規程

徳島県災害時相互応援連絡協議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県及び市町村の災害時相互応援協定第8条の規定に基づき、徳島県災害時相互応援連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の組織及びその他連絡協議会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡協議会の組織)

第2条 連絡協議会は、徳島県並びに市町村の防災担当課長をもって組織する。

2 連絡協議会は徳島県危機管理部南海地震防災課長(以下「南海地震防災課長」という。)が招集し、その議長となる。

(事務局)

第3条 連絡協議会の事務局を徳島県危機管理部南海地震防災課に置く。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、南海地震防災課長がその都度連絡協議会にはかって定める。

附則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

28. 災害対策基本法の概略及び 南海トラフ地震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法(抜粋)

災害対策基本法第42条

(市町村地域防災計画)

- 第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その 他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又 は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、 資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、 速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

公布: 平成14年7月26日法律第92号

施行:平成15年7月25日

改正:平成30年5月18日法律第23号

施行:平成30年11月16日

(推進計画)

- 第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関(以下「指定行政機関」という。)の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)の長をいう。)及び同条第五号に規定する指定公共機関(以下「指定公共機関」という。)(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関(以下「指定地方公共機関」という。))は同条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点 施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で 政令で定めるものの整備に関する事項
- 二 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する 事項
- 三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政 令で定めるもの
- 2 前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等 (市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。
- 3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間 を定めるものとする。
- 4 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

(南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等)

- 第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)として指定するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震 として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合 に準用する。

(略)

(津波避難対策緊急事業計画)

- 第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。
- ー 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の 整備に関する事業
- 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- 三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する 法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定 する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするもの を含む。以下同じ。)
- 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業
- 2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

- 4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、 津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協 議しなければならない。
- 8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、 内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

29. 災害報告記入要領

火災・災害等即報要領

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、 平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、 平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年 3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第 66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応 第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消 防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防 応第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付け消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料 (地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代 えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式 により報告をすること。

イ 救急・救助事故等即報故・武力攻撃災害等即報・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援 団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視力 メラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報 を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等 (テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて 報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行う ものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集 し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁 へ報告をするものとする。

- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。 この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとす る。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

- 1 火災等即報
- (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。ア 火災

- (ア) 建物火災
 - a 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
 - c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
 - d 特定違反対象物の火災
 - e 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
 - f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる 見込みの火災
 - g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示)

- 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は 爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、 又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等 特別防災区域内の事故を除く。)

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼ したもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (力) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

工 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいが あったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいが あったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急•救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。) について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災へリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

- 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・ 救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の 事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻擊災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。) について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に 準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について 報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国 的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

工 雪害

- (ア) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

才 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、 500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、 道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻擊災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領 (「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

- 1 第1号様式(火災)
 - (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急•救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。 ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予 防査察の経過

- (イ) 火災の状況
 - c発見及び通報の状況
 - d 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又はg のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (工) り災者の避難保護の状況
 - (才) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度
- 2 第2号様式(特定の事故)
 - (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇(株)〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を〇で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を 発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を〇で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。 なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記 入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
 - ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
 - イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
 - ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

- 3 第3号様式(救急・救助事故等)
 - (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防•救急•救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、 隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入 すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの) 不審物(爆発物)の有無 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式ーその1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等 の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、 市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災へリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方 公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式ーその2(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。 ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、 省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における 断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等 オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合に はその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

 第
 報

 報告日時
 年
 月
 日
 時
 分

 都道府県
 市町村 (消防本部名)

 報告者名

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物	7 2	林野	3	車両	4	船	治治	5	舻	正空機	6	その他		
出火場所															
出 火 日 時		月	日	時	分		(銀	其圧	日日	诗)	(月	日	時	分)
(覚知日時)	(月	日	時	分)		鎮	火	日	時		月	日	時	分
火元の業態・							事	業	所	名					
用 途							(代	表者	千氏	名)					
出 火 箇 所							出	火	原	因					
	死者(忄	生別・年	齢)		人										
 死 傷 者							死す	皆の	生し	じた					
が 場 有	負傷者	重症			人		理			由					
		中等症			人										
		軽症			人										
建物の概要	構造						建多	在面海	積						m^2
产物 5 帆 安	階層						延~	べ面が	積						m²
	全	焼	棟								建物烷	損床	面積		m^2
焼 損 程 度	焼損 半	焼	棟	>計		棟	焼	捐	面	穑	建物焼	損表	面積		m^2
	棟数 部分	焼	棟			1/1	/90		,,,,,	124	林野	焼損	面積		ha
	ぼ	や	棟	<u> </u>											
り災世帯数					世	帯	_	象	状	況					
	消防本部	(署)						台				人			
消防活動状況								台				人			
	その他(消	的防災·	ヘリコ	コプタ	一等)			台・	機			人			
救急・救助															
活 動 状 況															
災害対策本部 等の設置状況															
その他参考事項															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

笛	2	号様式	(特定の事故)
易	_	万 7束 工、	

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故

			邪		辛拉
報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 <u>(消防本部名)</u>					
報告者名					

消防庁受信者氏名

事	故		種	別	1 火災	£ 2	爆発	3	漏えい	4	その	他()					
発	生		場	所														
事	業		所	名						特	別防。	災区域			アウト		種、第一	一種、
										発	見	日時			月	目	時	分
発 (生覚気			時)	(月月	日日	時時	分 分)		鎮火			(月月	日日	時時	分 分)
消	防貨	包 矢	11 方	法						気		状 況					-	
	質				1 危険物 5 毒劇物	2 指5 6 RI等			高圧ガス その他(性ガス)	物	質	名			
施	設	の	区	分	1 危険物		2	高危温	尼在施設	3	高圧	ガス施	设	4	その他	()
施	設	の	概	要						危区	険物	施設の 分						
事	故	の	概	要														
死		傷		者	死者 (*	生別・	年齢)		人			負傷者	重 中 4	症 等症		人人人	(((人 人 人 人
													軽	症		人	(
										出	場	機	関		場人員	ĺ	出場資	
2014	p.1-		r-1-	111						事	自衛	防災組	関.織		場人員	人	出場這	
消	防		防	災						事	自衛 共同	防災組防災組	関.織.織		場人員	人人	出場資	
活	防動		 防 状	況						事業所	自衛 共同 そ	防災組 防災組 の	関 織 他		場人員	人	出場資	
活 及	動		状	況 び						事業所消	自衛 共同 そ 防本	防災組 防災組 の 部(署	関 織 他 署)		場人員	人 人 人	出場資	
活	動	•	状	況						事業所消消	自衛共同その方本	防災組 防災組 の	関織織他別団		場人員	人人人台人台人機	出場資	
活及救	動急	•	状 救	況び助						事業所消消	自衛共同そ防本	防災組 防災組 の 部(署 防	関織織他 引団		場人員	人人人台人台人	出場資	
活及救	動急	•	状 救	況び助	警戒区域0)設定	月	日	時 分	事業所消消	自衛共同そ防本	防災組 防災組 の 部(署 防	関織織他 引団		場人員	人人人台人台人機人	出場資	
活及救	動急	•	状 救	況び助	警戒区域 <i>0</i> 使用停止命		月月	日日	時 分	事業所消消海海自	自衛 共同 そ 防 本	防災組 防災組 の 部(事 防 い リコブ 保 安	関織織他別団ヶ庁		場人員	人人人台人台人機人人	出場資	
活及救活災	動急動	·	状 救 状 <u></u>	況び助況部						事業所消消海海自	自衛 共同 そ 防 本	防災組 の 部 (事 (保 衛	関織織他別団ヶ庁隊		場人員	人人人台人卷人人人	出場資	
活及救活 災等	動急動	寸 设置	状 救 状 本状	況 び 助 況 部況						事業所消消海海自	自衛 共同 そ 防 本	防災組 の 部 (事 (保 衛	関織織他別団ヶ庁隊		場人員	人人人台人卷人人人	出場資	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

						都	道府県					
						j (消	市町村 _{防本部名)}					
次	医卡兰	3/6/					告者名					
<u>刊</u>	別月 多	受信者氏名										
事故災害種別	1	救急事故	2 救	助事故	3 武	力攻擊	撃災害	4	緊急対	処事態に	さける	災害
発 生 場 所												
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 月	日日	時 時))	覚 知 方	法				
事故等の概要												
	死者	(性別・年齢	泠)				負傷者等	を デ		人	(人)
死 傷 者								重	症	人	(人)
				計		人	4	中	等 症	人	(人)
	不明					人		軽	症	人	(人)
救助活動の要否												
要救護者数(見込)							救助人	. 員				
								1				
消防・救急・救助												
活動 状況												
災害対策本部												
等の設置状況												
その他参考事項	Ī											

報告日時

第

日

時

年

月

報

分

- (注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

	(災害	概況即報)						幸	B告日8	寺	年		月 日	時	分
								者	『道府』	県					
	Ŷì	肖防庁受信者	产氏名						市町村						
555	 害名	<u> </u>	Т	(第	報)				8告者	\neg					
<u> </u>	<u> </u>			(217	+K/	_	$\overline{}$								
	発生場所						务	Ě生	日時		月		日	時	分
災害の概況															
		死 者	人	重傷		人			全壊	i i		棟	床上浸水		棟
被 害	人的 被害	うち 災害関連死者	人				住家 被害		半壊	Ę.		棟	床下浸水		棟
音の状	IX D	不明	人	軽傷		人	12.		一部破			棟	未分類	 	棟
況	119番通幸	 の件数										<u> </u>		<u> </u>	
	災害対策	策本部等の	(都道府)	県)			(市田	丁村)						
	設 置	状 況	/ Id. = North	L. dara 201	n-l- r-v	No. Parks		.,	0.1-	22/4 (75)	a den dala bit, dala		\ +++	155 Marts 1. de	a fata
応急対策の状況	活動電荷調	機関等の派況遊所県又は市	町村が講	その出動	規模、	活動								授消防本 部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(22.2.2	fata . Li		77774 DI 2			- 61). F	-			227	1 1/2 1		

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名

器合日陆															
选群准备。 12. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	京都中華 四四四中和海河公司 148	(*) & \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \													
海難雑件・車	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	/ */ * * * * * * * * * * * * * * * * *													
器合用性	おっては														
納生	要日本 後 (※)	/J * / * / * / * / * / * / * / * / * / *													
避難報	日本東日 は毎年時数(※) 本名 (※) ※	A SK F III SK (AK)													
器今日時															
(1114、(米.)(水) 女兔 (米)(米)	(*) * \	•												記載すること。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所名 (※) を を は の に の は の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に														4)
発今日時															にせず「確!
上陸期	1	/1 ※ / ※ / ※ / ※ /	1												場合は、空構
発令状況) ※宝器生情報	次日光工用技 対象申標数(※) 対象 (※)														対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」
(避難勧告等の発令状況) 	市町村名														ı
L		1						45							

(被害状況即報) 第4号様式(その2)

ا د	(牧音小の店が料)	, πµ∓k/			+				f									-		ſ
都道府県	手具					X		``	分	被	丰			分	筱	Ħ		旋:		
	災害名	**						流失·埋没	ha			公	乙文数施	1 設千円			93. 44.	門 生		
災害	4						世	米	ha			農林	水産業	施 設千円						
٠	無			報				流失·埋没	ha			**	1 十 木 福	1 設 千円			₩ G			
被印卷	EļC					<i>h</i>	挝	¥	ha			8	他の公共	施設千円			本器	3.4		
)	H	日 時現在)		***		效	短后			4		世十田			楽置			
拉什木	7/					茶		院	短街			公共加	公共施設被害市町村数	村数 団体			¥ ₩	量量		
拱口 4	F					担		路	通行			亜瓜	農産被	害千円						
M			₹	被害		麁	9	£ 5	御用			そ	木 産 被	1年 千円			£	-1		
死		者	\(\)			押		IIÍ	細形			利土	畜 産 被	1年						
	うち災害関連死者]]連死者	~			榖	1124	海	歯形			Ŕ	水 産 被	1年			災	1-		
的被	. 方 不	明者	<			金	_	斑	细缶			8	南工機	半			細			
_	#	第	<			無	蝶	施設	短信								★	alia.	団体	
多布	當 當	郵	<		Ī	(S)	~	# #	短胎								明	- 1-		
			★			袋	担	不通	廻告			角					批			
(11		礟	电柜			梭	∰I	船船	**			N	0	他千四						
#			\prec			¥	.,	担	ΊĽ			换	争	額千四			119	119番通報件数		#
L i			苯			æ	السد	罪	回線			**								
#		撥	== #=			ŧĐ	A-21	魚	Ħ			#1 6								
-Di			\prec			Ã		X	ΪL			の戴								
⊬			棋			7	ロッ	ク塀等	通声			咒								
1	差	破損	単能			2							_	消防阻、消防防災	· ーをてエリージ	消防組織法第3	条に据る人	応援消防本部等に	進元階間木部、滑助田、滑助師炎へプロプター、滑砂維機改第39条に基づく応援消防木部等について、その出動規模、消費代因等を記入すること。	_
414			<			2						经	招業							
Ž			葉									倾	× sx							
长	4	浸水	单軸									衣	郷 ら							
ŧ			\prec									#	护适							
1 0			*		h)))(#	带数	世能				2 ±							
怅	μ_	设水	== ##		6		災者	f 数	7			8	况							
			\prec			火:	±e:	物	#			*	自衛隊の災害派遣	温			W	その街		
## \(\(\delta\)	#	建物				災発信	極	物	#			影								
# を	0	他	英		*1	千み	0	他	#											
												×	対形をいるとのよりなからない。	トストしんがつる	キスナのトー	LX				

※1 被害額は省略することができるものとする。※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入 すること。

30. 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第67 条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県(以下「県」という。)及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

- 第2条 応援の種類は次のとおりとする。
- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

- 第3条 応援を受けようとする被災市町村(以下「受援市町村」という。)は、原則として、次の 事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するも のとする。
- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容(人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量)
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に 掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県 は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

- 第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。
- 2 応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

- 第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。 この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。
- 2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。
- 2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、 応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらか じめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものと する。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

- 第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。
- 2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。
- 3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速 やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は県又は市町村で既に締結されている協定、 及び個別に締結する災害時の 応援協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して 定めるものとする。
- この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

徳島県美馬市

徳島県知事 飯泉 嘉門 美馬市長 牧田 久

徳島市 三好市

徳島市長 原 秀樹 三好市長 俵 徹太郎

鳴門市 勝浦町

鳴門市長 泉 理彦 勝浦町長 中田 丑五郎

小松島市 上勝町

小松島市長 濱田 保徳 上勝町長 笠松 和市

阿南市 佐那河内村

阿南市長 岩浅 嘉仁 佐那河内村長 原 仁志

吉野川市 石井町

吉野川市長 川真田 哲哉 石井町長 河野 俊明

阿波市 神山町

阿波市長 野崎 國勝 神山町長 後藤 正和

那賀町

那賀町長 坂口 博文

板野町

板野町長 玉井 孝治

牟岐町

牟岐町長 福井 雅彦

上板町

上板町長 納田 伸春

美波町

美波町長 影治 信良

つるぎ町

つるぎ町長 兼西 茂

海陽町

海陽町長 五軒家 憲次

東みよし町

東みよし町長 川原 義朗

松茂町

松茂町長 広瀬 憲発

北島町

北島町長 古川 保博

藍住町

藍住町長 石川 智能

31. 徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定

徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定

徳島県知事、徳島県警察本部長、徳島市長、鳴門市長、小松島市長、阿南市長、那賀川町長、羽 ノ浦市町、松茂町長、北島町長、藍住町長、阿南消防組合管理者、板野東部消防組合管理者、小 松島海上保安部長、徳島空港事務所長、高松防衛施設事務所長、徳島教育航空群司令及び小松島 航空隊司令は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において航空事故並びに航空事故に伴う災害が発 生した場合の連絡調整体制について、次のとおり協定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この協定は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う 災害(以下「航空災害」という)が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制につい て必要な事項を定め、もって応急救助活動を適切かつ迅速に実施することを目的とする。

第2章 連絡,調整体制

(関係機関及び連絡先)

- 第2条 この協定における関係機関とは、徳島県、徳島県警察、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、那賀川町、羽ノ浦町、松茂町、北島町、藍住町、阿南消防組合、板野東部消防組合、小松島海上保安部、徳島空港事務所、高松防衛施設事務所、徳島教育航空群及び小松島空港隊をいうものとする。
- 2. 関係機関相互の連絡、調整先は、別紙第1のとおりとする。
- 3. 関係機関相互の連絡、調整は、連絡責任者を通じて行うものとする。
- 4. 関係機関は、連絡責任者に異動(変更)があった場合、速やかに徳島教育航空群連絡責任者へ通知するものとする。
- 5. 徳島航空群連絡責任者は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知するものとする。

(航空災害等発生通報)

- 第3条 航空災害が発生した場合、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者は、直ちに災害発生地を管轄する警察、消防又は海上保安部等関係機関の連絡責任者に対して通報するものとする。
- 2. 警察、消防又は海上保安部機関の連絡責任者は、航空災害に関する情報を入手した場合は直ちに、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者に対し通報するものとする。
- 3. 航空災害発生通報の連絡系統は、別図、連絡、通報系統図のとおりとする。

(通報の内容)

- 第4条 前条の通報を行う場合には、次のうち判明した事項について通報するものとする。
- (1)航空災害の種類(墜落,不時着,器物落下等)
- (2) 航空災害の発生時刻及び位置
- (3) 当該航空機の特徴(機種、機番号、塗装等)
- (4) 当該航空機のとう載物件の状況(燃料, 弾薬等)

- (5)乗員及び乗客の状況
- (6) その他判明している事項

(現場連絡所の設置)

- 第5条 関係機関は、協議のうえ必要に応じ、災害現場における応急救助活動を調整するため、 現場連絡所を設置するものとする。
- 2. 当該関係機関は、現場連絡所の確保又は提供について、相互に協力するものとする。

(応急救助活動等の分担区分)

第6条 関係機関は、応急救助活動の実施に際して、相互の保有機能を効果的に発揮するため、 別表第2に掲げる分担区分を標準として、調整を図りつつ活動するものとする。

第3章 雑 則

(その他)

- 第7条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度、関係機関の調整により処理するものとする。
- 2. 前項にかかわる道路、調整及び庶務は、徳島教育航空群が行うものとする。

附 則

- 1. この協定は昭和54年9月1日から施行する。
- 2. この協定書は、協定当事者が各1通を保持する。

徳島県知事 武市恭信 徳島県警察本部長 手島堅次 山本潤造 徳島市長 鳴門市長 谷 光次 小松島市長 麻植豊 阿南市長 吉原 薫 那賀川町長 島田好一 羽ノ浦町長 松崎一行 松茂町長 中川博司 北島町長 新見基茂 藍住町長 山本 勇 阿南消防組合管理者 吉原 薫 板野東部消防組合管理者 中川博司 小松島海上保安部長 安池 清 徳島空港事務所長 薬師川 幸之助 高松防衛施設事務所長 橋本一男 徳島教育航空群司令 朝倉 豊

田中 稔

小松島航空隊司令

32. 災害時における協定一覧表

l f		分野	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		協定の相手
災害・事故	事故等時の医療救護に関する協定書	医療他	医療救護活動	平成 25年 3月 15日	(社)板野郡医師会
:島東部地 協定書	徳島東部地域における災害時相互応援に関す る協定書	自治体間	・物資、資機材及び施設の提供 ・職員の派遣 ・その他特に被災市町村から要請のあった 事項についての応援	平成 19年 8月 10日	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、北島町、藍住町、板野町、上板町
害時にま	災害時における情報交換及び支援に関する協 定書	情報交換	・被害状況の把握 ・情報連絡網の構築 ・情報連絡網の構築 ・その他必要と認められる支援	平成 23年 10月 26日	国土交通省四国地方整備局
両内・部関するが	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	自治体間	・物資及び資機材の提供 ・職員の派遣 ・医療機関への被災傷者の受入 ・被災者への臨時的な居住施設の提供 ・その他特に被災市町村から要請のあった 事項についての応援	平成 24年 10月 29日	大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町、、兵庫県姫路市、兵庫県南あわじ市、兵庫県播磨町、和歌山県海浅町、岡山県玉野市、岡山県送口、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県三原市、広島県江田島市、山口県中城市、山口県市、山口県市、山口県市、山口県市、山口県市、山口県市、山口県市、山口県
野郡58	板野郡ら町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定書	自治体間	・職員の派遣 ・食料飲料水及び生活必需品,一時避難施 設, 救護医療防疫救助に必要な資機材 ・物資及び車両の提供・被災児童・生徒等 の一時受入 ・その他被災市町から特に要請のあった事 頃についての応援	平成 25年 1月 30日	鳴門市、北島町、藍住町、板野町、上板町
害時にま定書	災害時における電気設備の応急復旧に関する 協定書	物資、 資機材、 人的支援	• 町有施設内の電気設備を応急復旧	平成 25年 3月 1日	徳島県電気工事業工業組合

総数	協定名	分野	協定の内容	締結年月日	協定の相手
>	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	自治体間	 ・ 職員の派遣 ・ 食料飲料水及び生活必需物資,避難施 ・ 設建医療防疫救助に必要な資機材 ・ 物資及び車両・ごみし尿処理施設、遺体	平成 25年 4月 5日	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海場町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
Φ	災害時の協力に関する協定書	物資、 資機材、 人的支援	• 電力設備復旧	平成 25年 3月 15日	四国電力(株) ※令和2年3月2日に、分社後の四国電力(株)徳島支店 及び送配電カンパニー徳島支社(四国電力送配電(株) 徳島支社)と、以下の2項目について覚書の締結を 行っている。 1.法的分離に向けた権利義務の承継について。 2.停電復旧の支障となる障害物の除去について。
0	災害時の協力に関する協定書	情報交換/ 物資、 資機材、 人的支援	・被災状況の把握と災害対応への支援や情報提供 ・建設会社等が保有する資材・機材・技術 者の出動等	平成 25年 6月 4日	(株)多田組、兼子建設(株)、(株)岩見工務店、(有)岡本組、(有)北島住建、(株)木内組、徳建産業(有)、藤田建設(有)、(有)光和興業、新栄土建(株)、大東興業(株)、豊栄建設(株)、(有)民誠建設、(有)一森鉄工所、田村水道工事店、(有)金澤総合設備、(有)増矢水道工務店、(有)松栄工業、(株)パルトゥー
10	10 災害時における協力に関する協定書	物資、 資機材、 人的支援	・食料・飲料水等の提供	平成 25年 7月 1日	(株)大塚製薬工場
	災害時における応急生活物資の供給に関する 協定書	物資、 資機材、 人的支援	・ 応急生活物資としてLPガス及び容器、 燃焼器具等の供給と運搬	平成 25年 9月 4日	(社)徳島県エルピーガス協会板野地区会
4	徳島県域の高速道路区域における津波避難計 画等に関する相互協力協定書	避難所等	・徳島県の高速道路区域における津波から の避難に関する計画や津波避難場所の整 備・運用を検討及び協力	平成 26年 2月 26日	徳島県、徳島市、鳴門市、北島町、西日本高速道路(株)
<u>+</u>	災害時における避難施設の被災建築物応急危 険度判定の協力に関する協定書	人的支援	災害時における避難施設の被災建築物応急 危険度判定のため、町は徳島県建築士会に 協力要請ができる。	平成 29年 6月 8日	(公社) 徳島県建築士会

黎数	協定名	分野	協定の内容	締結年月日	協定の相手
41	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	資機材	災害対策基本法に基づき、被災者等の通信 の確保を図るため、特設公衆電話の設置及 び利用・管理等に必要な事項を定める。	平成 29年 6月 9日	西日本電信電話(株) 徳島支店
15	災害時における協力に関する協定書	物資支援	災害発生時、又は発生のおそれがある時に 調達可能な物資を引き渡す。	平成 29年 10月 2日	サンスター(株)徳島工場
16	災害時備蓄医薬品の確保に関する協定書	物資支援	災害時備蓄医薬品の確保を図るため、町は 災害時備蓄医薬品の購入等を松茂町医師会 に要請できる。	平成 29年 11月 21日	松茂町医師会
17	大規模災害時における相談業務の支援に関す る協定書	人的支援	大規模な地震等の災害又は事故が発生 <i>した</i> 場合において住民等に対する相談業務の支 援等を行う。	平成 31年 2月 6日	徳島弁護士会
8	大規模災害時等における用水路の使用に関す る協定書	自治体間	工業用水の供給が停止した場合、緊急給水により、工業用水を供給するために、 浄水 場周辺の用水路を使用する。	平成 31年 3月 28日	徳島県公営企業管理者 徳島県企業局
19	19 災害応急対策に関する協定書	人的支援	災害により、本町が管理する公共施設等に被害が発生または発生するおそれが生じた場合に、計測機器を用いて公共施設等の情報取得作業を行う。	令和元年 12月 20日	株式会社 ビュー設計
20	20 災害に係る情報発信等に関する協定	情報支援	町内での地震、津波、台風、豪雨、洪水、 暴風その他の災害に備え、住民に対して必 要な情報を町に迅速に提供し、かつ、町の 行政機能の低下を軽減させる様々な取組に 協力する。	令和 2年 7月 16日	ヤフー株式会社
21	大規模災害等に従事する隊員の家族支援に関 する協定書	情報交換 、 人的支援	大規模災害等に従事する自衛隊員の家族に 対して可能な範囲で支援を行う。	令和 2年 7月 29日	海上自衛隊德島教育航空群
22	災害時の避難所等における外部給電可能な車 両からの電力供給の協力に関する協定書	資機材、 物資支援	災害時における応急対策のため、外部給電 可能な車両の貸与を要請できる。	令和 3年 6月 18日	ネッツトヨタ徳島株式会社
23	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関す る協定書	物資支援	協定災害応急対策を実施するために必要となるガソリン等燃料の優先的な供給を要請できる。	令和 3年 10月 1日	九善商事株式会社 有限会社喜来石油 篠原石油株式会社 長原漁業協同組合
24	災害時における建設機械等の提供に関する協 定書	資機材、 物資支援	災害時における応急対策のため、建設機械 等の貸与を要請できる。	令和 4年 2月 1日	讃岐リース株式会社

	, ,
協定の相手	一般社団法人 徳島県産業資源環境協会
締結年月日	令和5年2月17日
協定の内容	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分、仮置場の管理の要請等を徳島県を通じてできる。
分野	資機材、 人的支援
協定名	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関 する協定
須数	25